

平成 20 年度違法伐採総合対策推進事業

# G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議

「地球環境国際議員連盟（GLOBE International）と語る  
合法木材供給システムの将来」

## 報告書

場所：東京プリンスホテル「鳳凰の間」

日時：2008（平成20）年6月27日（金）

主催：(社) 全国木材組合連合会（違法伐採総合対策推進協議会）

## 目次

はじめに	1
概要	5
プログラム	6
参加者紹介	7
「G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議」	
主催者挨拶	12
来賓挨拶 1	13
来賓挨拶 2	14
来賓挨拶 3	15
冒頭演説 1	16
冒頭演説 2	19
DVD 上映	22
「“Goho-wood” 日本の違法伐採に対する取り組み」	
Goho-wood 企業の取組み	
「住友林業における違法伐採材への取り組み」	25
「オフィス家具における合法木材の取り組み」	35
基調報告	39
「日本の Goho-wood の今後の展望と国際連携」	
意見交換	50
当日配布資料	68
G8 サミット Goho-wood 円卓会議実行委員会委員名簿	90

## はじめに

(社)全国木材組合連合会(全木連)は、2008年度(平成20年度)違法伐採総合対策推進事業の一環として、「G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議～地球環境国際議員連盟(GLOBE International)と語る合法木材供給システムの将来～」を6月27日(金)午後、東京プリンスホテルにおいて開催いたしました。この円卓会議は、地球環境に关心のある各国の国会議員の集まりである、地球環境国際議員連盟(グローブ・インターナショナル)の会合がG8北海道洞爺湖サミットに併せて東京で行われる機会を活用し、この会合の前に、国内外の国会議員にわが国の違法伐採対策についての活動を知ってもらうとともに、わが国の木材業界関係者や「違法伐採総合対策推進協議会」の関係者との意見交換を行うことを趣旨として開催したものです。

円卓会議には、若林農林水産大臣、Elliot Morley グローブ・インターナショナル会長、谷津義男衆議院議員(グローブ・ジャパン代表)をはじめとして、日本国内外から多くの国会議員の参加を含めて、総勢100名を超える参加者を得て盛大に開催することができました。

会議では、わが国の取り組みとして吉野正芳衆議院議員から「日本のGoho-woodの今後の展望と国際連携」と題する基調報告が行われ、また国内の企業による合法木材調達の取り組み事例の紹介などが行われました。海外の参加者からは、わが国の取り組みに対して大きな関心と高い評価が示されるなど多くの意見が出され活発な討議が行われました。この円卓会議を通して、多くの国内外の参加者にわが国の取り組みを知ってもらうことができ、大変有意義な会議になったのではないでしょうか。

この報告書には、会議での発表資料、出席者の発言が全て掲載しております。この円卓会議をきっかけとして、国内のみならず各国でGoho-woodの取り組みがさらに進展することを期待します。

2008年11月

社団法人全国木材組合連合会  
会長 並木 瑛夫



会場全体の様子



招待者、参加者の集合写真

## 概要

G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議  
「地球環境国際議員連盟（GLOBE International）と語る  
合法木材供給システムの将来」 開催概要

### 1. 趣旨

G8 北海道洞爺湖サミットに向けて地球環境国際議員連盟（グローブインターナショナル）が違法伐採問題についての提言を行うべく 6 月下旬、東京議員会合を実施するなど準備を進めており、その中に日本の違法伐採総合対策の成果（Goho-wood の取り組み）を反映させることが重要である。このため、国際セミナー2007Ⅱ in 横浜サマリーステートメントの内容を基に、地球環境国際議員連盟の関係者と連携を図り、日本の Goho-wood の取り組みを G8 サミットはじめ国際的な場に発信するため、主要メンバーを招待し、公開の意見交換会（G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議）を開催する。

### 2. 日時

2008 年 6 月 27 日金曜日 14 時から 17 時

### 3. 場所

東京プリンスホテル（鳳凰の間）

### 4. 主催

社団法人全国木材組合連合会（違法伐採総合対策推進協議会）

## プログラム

時間	項目	備考
14:00	開会	
14:03	主催者挨拶	並木全木連会長
14:05	来賓挨拶 一人 3 分	若林農林水産大臣 Elliot Morley (グローブインターナショナル会長) 谷津義男議員 (グローブジャパン代表)
14:15	運営方針	大熊座長
14:25	冒頭演説 一人 7 分	Bruno Emusi (カメリーン林業・野生生物省副大臣) Barry Gardiner 大臣 (グローブインターナショナル森林対話共同議長、英国首相特別全権大臣)
14:40	DVD 上映(12 分) スライド上映(20 分)	“Goho-wood” 日本の違法伐採に対する取組 Goho-wood 企業の取組 住友林業(株) 取締役 専務執行役員 山林環境本部長 能勢秀樹 コクヨファニチャー(株) 取締役専務執行役員 清水亨
15:15	基調報告	吉野正芳議員 日本の Goho-wood の今後の展望と国際連携
15:35	意見交換 (違法伐採問題と合法木材供給の取り組み)	
16:55	まとめの発言	大熊座長

## 参加者紹介

### 円卓会議メンバー【日本側参加者】

カテゴリー	氏名	所属、役職
学識経験者	大熊幹章	 違法伐採総合対策推進協議会座長 東京大学名誉教授
	荒谷明日兒	 同WG座長 林業経済研究所長
	永田信	 同証明方法検討部会座長 東京大学教授
国会議員	吉野正芳	 衆議院議員、 GLOBE森林対話共同議長
	小里泰弘	 衆議院議員
行政	皆川芳嗣	 林野庁次長
	羽村康弘	 外務省地球環境課長
	田中聰志	 環境省環境保全対策課長

カテゴリー	氏名		所属、役職
NGOs	岡崎時春		FoEジャパン副代表
	橋本務太		WWFジャパン森林担当
業界	能勢秀樹		住友林業株式会社 取締役専務執行役員 山林環境本部長
	鈴木和雄		東海木材相互市場 代表取締役社長
	清水亨		コクヨファニチャー株式会社 取締役専務執行役員

#### 円卓会議メンバー 【グローブインターナショナル側参加者】

カテゴリー	氏名		所属、役職
ブラジル (3)	Serys Shlessarenko		上院議員
	Renato Casagrande		上院議員
	Solenge Amorelli		上院議会アドバイザー

カテゴリー	氏名		所属、役職
カメルーン (3)	Bruno Emusi		林業野生生物省、森林開発支援国家機構(ANAFOR)副総裁
	Moncharon Georges		林野庁長官
カメルーン (3)	Ebia Ndongo		森林局長官
カナダ (2)	Bryon Wilfert		下院議員
	Christian Quellet		下院議員
デンマーク (1)	Steen Gade		国會議員
インド(1)	Prakash Javadekar		国會議員
インドネシア (1)	Bomer Pasaribu		インドネシア議会議員

カテゴリー	氏名		所属、役職
ロシア(2)	Elena Chistyakova		外交委員会主席顧問
	Mikhail Zalikhanov		国会議員
UK(3)	Elliot Morley		下院議員、グローブインターナショナル会長
	Barry Gardiner		下院議員、 グローブインターナショナル森林対話共同議長
	Eric Joyce		下院議員

**円卓会議メンバー 【グローブジャパン側参加者】**

カテゴリー	氏名	所属、役職
	谷津義男	 衆議院議員グローブジャパン会長
	広中和歌子	 参議院議員
	加藤修一	 参議院議員
	長浜博行	 参議院議員
	前田武志	 参議院議員

**特別招待者**

カテゴリー	氏名	所属、役職
	若林正俊	 農林水産大臣

オブザーバー 約80名

海外から8カ国の国会議員など16名

国内 農林水産大臣はじめ8名の国会議員を含め約100名  
あわせて約120名の参加者

## 「G8サミットに向けた Goho-wood 円卓会議」

日時 2008年6月27日（金）14:00～17:00

会場 東京プリンスホテル 鳳凰の間

### 主催者挨拶

並木 瑛夫（社団法人全国木材組合連合会会長）

本日は、「G8サミットに向けた Goho-wood 円卓会議 地球環境国際議員連盟（GLOBE International）と語る合法木材供給システムの将来」を開催しましたところ、地球環境国際議員連盟のMorley会長、森林関係の共同議長を務められている英国のGardiner大臣をはじめ、14カ国の著名な地球環境国際議員連盟の国会議員の皆さまにおいていただきました。また、国内からは若林農林水産大臣、谷津グローブジャパン会長、地球環境議員連盟の共同議長である吉野先生をはじめ、国内でのこの問題に真剣に取り組んでおいでになる方々にお集まりいただきました。心から歓迎を申し上げます。

われわれは、地球環境の保全への世界的共通認識が高まっている中で、日本政府の違法伐採問題に対する政策に協調し、合法性・持続可能性が証明された木材供給体制を確立するため全力を挙げています。日本の業界団体における合法木材供給事業者 Goho-wood provider の認定制度は、この2年で日本全国7000社が認定を受け、Goho-woodの供給に積極的に取り組んでいます。また、諸外国にも理解を深めていただこうという違法伐採に関する国際セミナーを2年続けて実施しています。

本日の会議は、このような取り組みを皆さん方にご紹介し、ご議論いただき、われわれの取り組みの一層の推進とともに、国際的な取り組みの一助にしていただこうという趣旨の会合です。

地球環境国際議員連盟では、明日からG8北海道洞爺湖サミットに向けて提言を行うべく、東京議員会合を開催されると伺っています。その議論の中に本日の議論が反映され、各国で影響力のある皆さまのお力によって、世界中の違法伐採の共通した取り組みの発展に貢献できることを念願する次第です。

会議は、東京大学名誉教授の大熊幹章氏に座長になっていただいて運営をしていただきますが、実りある円卓会議になることを祈念し、歓迎のご挨拶といたします。ご清聴どうもありがとうございました。

## 来賓挨拶 1

若林 正俊（農林水産大臣）

本日ここに、「G 8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議」が盛大に開催されますことを、まず心からお慶びを申し上げます。ご列席の皆さま方におかれましては、日頃より環境・森林問題に積極的に取り組まれていることに対して心より敬意を表する次第です。特に地球環境国際議員連盟の方々には、世界各国から遠路はるばる日本にお越しいただき感謝申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、地球温暖化問題は人類にとって喫緊の課題になっており、わが国政府を挙げて、この問題に取り組んでおります。特に、森林整備を適切に進めいくことに加えて、森林減少の引き金にもなる違法伐採問題を解決し、持続可能な森林経営を確立する必要があると考えています。

違法伐採問題は、1998 年のバーミンガム・サミットをはじめ、累次の G 8 サミットで取り上げられ、わが国は 2000 年に開催された九州・沖縄サミット以来、「違法に伐採された木材は使用しない」との基本的な考え方に基づき、世界の先頭に立ってこの問題の重要性を強く主張し、その対策に積極的に取り組んでまいりました。

わが国は、合法性の証明された木材、木材製品の普及を促進すべく、国内的には政府調達制度を通じ、また国際的には、A F P（アジア森林パートナーシップ）や I T T O（国際熱帯木材機関）等のプロジェクト支援などを通じて、違法伐採対策に精力的に取り組んでいるところです。

この円卓会議では、「合法木材供給システムの将来」をテーマとして、10 カ国を超える国々からの参加を得て、違法伐採問題とその対策について、活発かつ有意義な議論が行われることを期待するとともに、わが国の取り組みについて、地球環境議員連盟のお力添えもいただきながら、国際的な場に発言されることを望んでおります。

また、この円卓会議にご参加いただいた地球環境議員連盟の皆さま方の国々においても、「違法に伐採された木材は使用しない」との基本的な考え方に基づき、その対策に積極的に取り組んでいただければと思います。

結びに、本日ご参集の皆さま方のご健勝と円卓会議のご成功を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 来賓挨拶 2

Rt Hon Elliot Morley (UK、MP、下院議員)

並木会長、この重要な会議でご挨拶をする機会をいただき光栄です。グローブの議員の皆さまを歓迎いたします。そして、この持続可能な森林経営のため、違法伐採の問題について議論する会議の場にご参加くださった皆さまを歓迎いたします。

グローブでは、生産国と消費国との間の対話を推進したいと考えています。いかにして協力ができるか、適切な対策を講じるにはどうすればよいか、そして違法伐採をなくすにはどうすればよいかを議論するためです。また、バリ会議の結果からも明らかであるように、森林破壊が世界的な温室効果ガス排出量の 20% を占めていることから、気候変動対策においても大変重要な要素となっています。木材製品、そして林業は本当の意味で持続可能な産業となることができるものです。

そして日本が、例えば Goho-wood の認証マークといったイニシアティブを取り、先導役となっておられることをお祝い申し上げます。また、サプライチェーンが本当に持続可能なものであるということを確実にしようとなさっておられる全木連の取り組みに対してもお祝い申し上げます。そして認証をサポートすることによって、また調達方針としても生産会社や調達する企業などが、持続可能な形で生産や調達を行うことを、インセンティブを設けることによって推進する必要があると考えています。

林業それ自体が、雇用や社会の繁栄につながるという意味で社会的な機能を果たすだけではなく、重要な環境面での役割も果たしています。それは、地球環境にとって大変重要な森林を保護するという役割です。

皆さん、この会議にご参加いただきありがとうございます。この会議はG 8での議論にも大きな貢献になると考えておりますが、先進国であれ途上国であれ、輸出国であれ消費国であれ、この問題には真剣に取り組まなければなりません。そして、皆が協力することによって達成が可能でしょうし、この対話をするためにグローブから派遣されてまいりました。そして皆さま方がこの会合を主催してくださったイニシアティブにもう一度感謝を申し上げます。ありがとうございます。

### 来賓挨拶 3

谷津 義男（衆議院議員 グローブジャパン代表）

本日は、全木連主催の「G 8 向けた Goho-wood 円卓会議」が、「地球環境国際議員連盟」と語る合法木材供給システムの将来」という副題の下に開催されますことを心からお祝い申し上げます。また、グローブインターナショナルのメンバーの皆さん、ようこそ日本においでくださいました。グローブジャパンを代表いたしまして心から歓迎を申し上げます。

明日からグローブジャパンが実施団体となり、グローブインターナショナルの東京会議会合が開催されます。世界中の地球環境問題に関心のある国会議員が集まり、地球温暖化や生物多様性など幅広い観点から地球環境問題について議論することになっています。7月の初めに開催される北海道洞爺湖サミットに向けて、グローブインターナショナルとしての有意義な提言をとりまとめていきたいと思っています。

さて、地球環境問題の中でも違法伐採問題はこれまで、G 8 サミットでも取り上げられる重要な課題となっています。先ほど述べました、地球温暖化や生物多様性などの重要な地球環境問題に、森林がさまざまな面でかかわっていることが近年注目されているところでもあります。この地球上の森林の保全や、持続可能な森林経営の確立のために、国際的に協働して違法伐採対策に取り組んできています。

日本でも、ここにおられる吉野先生を中心として、近年大変大きな成果を上げており、本日の会議では、日本のこれまでの取り組みについて皆さま方に紹介するとともに、意見交換をしていただくと聞いています。短い時間ですが、有意義な意見の交換が行われ、そして本会合が今後の違法伐採問題に対する国際的な協調行動につながるとともに、明日以降の会議への強いメッセージとなるよう、心から祈念をしています。

最後に、本会議の成功と皆さま方のご活躍をお祈りし、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 冒頭演説 1

Emusi Bruno (カメルーン、林業、野生生物省 長官)

皆さまの前で森林対話の共同議長の Ngolle Ngolle 氏に代わり、お話をさせていただくことを光栄に思っています。まず、日本の政府と皆さま方、到着以来の温かいおもてなしを本当にありがとうございます。また、グローブインターナショナルの会長、グローブジャパンの会長、事務局の方々の、素晴らしいこのオーガニゼーションにお礼を申し上げます。これは決して忘れられない思い出となることでしょう。

大臣、会長、議員の皆さま、ご参集の皆さま、グローブインターナショナルの launch のときにも同意したように、現在われわれは第4回目の協議を始めています。これにはさまざまな問題に関して、気候変動、バイオ燃料、違法伐採、それから炭素生産性などに関して、プレーンストーミングをしようということも計画に入っています。この森林対話でも、われわれはベルリン協議のときに、森林劣化を何とかするため前進しようと決めました。現在、これはグローバルの GHG 排出の 2 割を占めています。コンゴ盆地は結束してこの地域の元首などが集まって、1999 年 3 月にはヤウンデ宣言がなされました。

そのほかに、G 8 の国々も、以下のものにコミットするということが表明されています。実質的な努力で、この森林劣化に対して途上国が対応していくことを支援し、COMIFAC (The Central African Forest Commission) やコンゴ盆地のパートナーシップ、コンゴ盆地の基金などで持続可能な森林管理を促進していく、それから違法伐採などに関して FLEG (Forest Law Enforcement Governance and Trade) は、その他の政策とともに自主的なパートナーシップを通じて今のプロセスを支持するというものです。また、信頼性のあるやり方でこの温室効果ガスなどを削減していくことを途上国で支援します。その一方で、国連の気候変動のディスカッションとは関係なく、ローカルの地元住民に対しても支援を行っていくようになります。またパイロット活動を、PPP (Public Private Partnership) を基に策定・実施していくことなどにコミットすることが述べられています。

第1回目の評価から 2 年がたちましたが、その結果を見ると、楽観的になるだけの余地があると考えます。なぜなら、最初の二つの最も重要なフレームワークがだんだんと姿をなしているからです。しかし、われわれが認識している二酸化炭素市場やバイオ燃料、また土地利用などさまざまな面は、森林管理の中でこれからも重要です。また、持続可能な

世界のすべての森林の管理も重要であり、これはできるだけ包括的なものでなくてはなりません。すべてのステークホルダーに対して有効にその役割を担ってもらわなくてはなりません。皆、それぞれがすべきことがあるのです。ですから、こういった問題が詳細に、厳しいアジェンダの中で本日議論されることは喜ばしいことです。これは国際社会が熱帯雨林の管理に関して懸念を持っていることにとどまらず、われわれの惑星のバイオロジカルなバランスを取っていくことに関する役割を確認するという意味でも重要だからです。

カメルーンの森林政策は、世界とも手を結んだものになっています。今回のミーティングにも見られるように、もう何年も前になりますが、われわれはこの森林セクターでさまざまな改革を行ってきました。そこがインスピレーションとなって、コンゴ盆地でもさまざまなことが行われています。カメルーンのGDPで見ると、石油について第2位がこの森林であり、さまざまな付加価値を与えてくれるものですので、カメルーン政府はグッドガバナンスを促進しております。

また、森林の活用に関して現在われわれが提唱しているのは、森林產品に関してのトラッキングの改善であり、これは運輸・運送、また森林產物の輸出などに関して見られる幅広いものです。パートナーの方からサポートを得て、われわれは2種類の独立的なオブザーバーを活用することができます。一つは透明性を担保すること、またこれらに関してわれわれの林業、野生生物省がさまざまな法律を適用することが行われています。そして、客観的なある形で褒章を与えたり、不正な行いをしたものに関しては制裁を行うことも行っています。自主的なパートナーシップの協定を、EUとともに発行させていきたいと考えており、2007年から既にその交渉が始まっています。これは否定できないですが、この森林に関しての権限には募集が行われ、その後入札が行われ、有効な権限があるかというプロセスを経て行われています。

また、違法伐採者が犯した犯罪は定期的に開示されています。一つわれわれが大事に考えているのは、治安判事の能力と法務執行の強化です。われわれの森林のコントロールなどに対しては、ここからの支持を通常、大事にしています。また最近は軍事訓練を林業、野生生物省の技術スタッフに対して始めており、違法伐採に十分に備えられるようにしています。残念ながら、違法伐採者は武装しているのです。彼らは、われわれのレンジャーたちに遭遇すると、銃を撃つことも行うわけですが、われわれはもう少し努力すれば、こういった違法伐採や違法な野生生物の取引をなくしていくことができると言えています。

サブリージョンの地域においては、これからは森林政策を調和していくことが重要です。

これはまた国際社会にとっても課題です。国際社会では責任ある貿易を今促進しようとされているからです。COMIFACも、これを重要な活動と考えています。カメリーンにとっては、まず包括的な規制の枠組みを実施していくこと、合法的なやり方で資源を保護することが重要であり、だからこそ、われわれはさまざまなイニシアティブを取って、コントロールと引き締めを行い、そして森林政策の執行の強化を行っています。

われわれの国の森林産品の活用や貿易などに関して、ここでぜひ申し上げておかなければならぬことがあります。森林や野生生物に関して重要な人物がここにいらっしゃるわけですから、1～2点お話をさせていただきたいことがあります。そして皆さまから、カメリーンの同僚たちに、特に持続可能な森林の活用と管理に関してご高見がいただければ、大変われわれとしてはありがたいと思っています。

まず一つは、九つの森林管理ユニットが、シゴイラミントム森林の保護のため、7年間、こここの活用の一時停止を行っています。面積は約90万ヘクタールですが、ここが活用できないということで、地元民は重要な生活の手段を失っているのです。昨年、われわれはチャタムハウス（Chatham House）に行って、国際社会に対して支援を求めました。しかし、これまでのところ積極的なフィードバックは何も得ていません。

2点目は、全国植林プログラムを、政府はどのようにして実施していくつもりなのかということです。これに関しては、研究者の方からさまざまな警戒が声高に叫ばれています。これはわれわれの国の森林の破壊、砂漠化につながってしまうといわれているのです。現在のこの機能を考えると、地球規模できまざまな経験を共有する形で、途上国のわれわれに対して支援を与えてくれるものだと思っています。

JICAにおいてもさまざまな懸念がきちんと考慮されたと考えていますので、いつか持続可能な熱帯森林の管理が、貧困撲滅や国内の森林資源の向上だけではなく、この地球という惑星の均衡にも大きく貢献すると考えています。われわれはG8サミットの議長国である日本に対して大きく期待をしています。そして、この地球が長生きをすること、国際協力が長生きをすることを期待しています。ご清聴ありがとうございました。

## 冒頭演説2

Barry Gardiner (U K、MP、下院議員)

お集まりの議員の皆さま方、大臣閣下、参加者の皆さま、このようにお話しさせていただくに当たり、謙虚にならざるを得ません。といいますのも、非常に迅速に、目覚ましい勢いで、違法伐採の問題への取り組みを進めておられるからです。日本政府が最初に産業界との対話を持ち、そして産業界からの協力を求め、それ以来、政策立案者と産業界との間の協力が見られています。私の国でもそうであったらと願わざるを得ません。そこでお祝い申し上げます。特に日本の全木連に対するお祝いを申し上げます。この問題解決のために政府と協力され、素晴らしいコミットメントをお示しになっています。その自主行動規範が効果的であることについては実に目覚ましいものがあります。

私が今日、少し不安を感じながら、また謙虚さを覚えながらお話し申し上げているには、もう一つ理由があります。というのは、ヨーロッパは難しい状況にあります。2003年以降、立法の努力がヨーロッパレベルで行われており、この問題に取り組もうとして何年間もたっています。EUの関係者は何年も費やして、2年以上前に提案を出しました。Additional Options Paper を多くの皆さまはご存知であると思います。この提案は欧州委員会に対して、最終的には今年5月に提示されることになりましたが、これだけ時間を費やして審議を行い、そしてヨーロッパ全体の産業界と協議を行ったにもかかわらず、今年も欧州委員会に対する提案を行うことができませんでした。そこで協議のために提案を行おうとしていたのもかかわらず、提案を1件も行わないことになりました。そして、再度改めて検討を行って提案を行わなければならぬ状態となっています。

しかし、日本では、EUがこれまで達成できず、また早くても2012年までには達成できないであろうことを、既に成し遂げておられます。ヨーロッパの状況の全体像を考えてみて、日本におけるこの問題の対策が素晴らしいことが分かります。

それだけではありません。例えば、ヨーロッパの合法性についての提案、違法伐採に対する提案を見てみると、合法性というところにとどまっています。もちろん、合法性は重要です。違法な木材はただ単に、例えば日本のような国々の国内産の木材市場を傷つけるだけではなく、例えばEmusiさんのカメルーンのような所における窃盗行為により、毎年、500億ドル相当の森林の価値が失われています。木材生産国において、違法伐採でこれだ

けの損失が生まれているのです。ですから、合法性は確かに重要です。しかし、合法性だけにフォーカスするのは大きな間違いです。しかし、欧州委員会は合法性のみにフォーカスした提案を行うことになっています。

しかし、日本では、皆さまは合法性も重要であるととらえながら、しかし、合法性は持続可能性に対する第一歩ととらえておられます。そして認証というプロセスを、Goho-wood というプロセスの下で強力に導入されました。この認定制度では、Chain of Custody や、第三者による認定のみならず、伐採そのものが持続可能な森林経営にのっとって行われているのかどうかを認証するものです。そのためにこそ、日本の Goho-wood の政策は、日本だけで検討されるのではなく、ヨーロッパでも世界全体でも検討するに値するものです。

今年初めにレイシースタイル法 (Lacey-style legislation) という違法伐採についての法律が、アメリカの連邦議会でようやく可決されました。私はこれを大変うれしく感じており、皆さまの多くもうれしく思われたことでしょうが、しかし、アメリカのこの違法伐採対策法も、やはり合法性のみにフォーカスしたものです。私たちが直面している課題は、単に合法性にとどまるものではなく、より大きな問題です。合法性と持続可能性を見なければなりません。皆さまが合法性、持続可能性という政策にのっとって成し遂げたことは、大変目覚ましいものです。

ほかの国々が同じことを繰り返すことができるのか、分かりません。仮にもし同じコンセプトを導入したいと思っても、実現できるのかどうか確信がもてません。なぜなら、日本政府と日本の産業界との関係は大変ユニークなものだからです。また、自主的な行動規範の自主的であるという性格も、自信を持ってほかの国でうまく導入できるかというと、そうではないかもしれません。しかし、まずこの行動規範を私たちは検討しなければなりません。そして、そこから最良の部分を取り出して、それをまねることを最善の努力を尽くして行わなければならないと考えています。合法性と持続可能性ということです。

日曜日には、グローブ会議の後半にある森林対話で、吉野先生と私と Ngolle Ngolle 大臣が共同議長を務めて、新しい段階についての検討を始めます。合法な木材伐採についての提案を既に行ってますが、そこに至るまで時間がかかりました。そしてブラジルでは大きな成功を収めることができたと思います。ブラジルの上院議員の方々が今日お越しくださっていますが、非常に成功を収めた会議としてくださったことにお礼申し上げます。

この提案はブラジリアで合意されたのですが、そこからさらに前進し、未来を見据えていかなくてはなりません。つまり、この議論全体を次の段階まで進めていくための道筋

を見なければなりません。というのも、世界の森林には、違法伐採以外にもさまざまな圧力がかかっているからです。ですから、日曜日には私たちは土地使用の変化という大きな問題、そして生態系サービスという大きな問題について議論することになっています。

既に演者の方から気候変動についての言及がありました。会長がおっしゃいましたように、毎年、排出量の大部分が森林破壊のために発生しています。しかし、気候変動自体が問題なのは、生物多様性が気候変動のペースに追いつくことができないからです。そして生物多様性が枯渇をすれば、生態系サービスも劣化してしまいます。生態系サービスにすべての生命は依存しており、特に地球上の人類は生態系サービスに依存しています。森林対話の最初の段階は、終わりに近づいています。そしてブラジリアで合意された提案の文書・政策の中に、このことが既に実現されているのを見るのは大変喜ばしいことです。ご成功をお祈りしています。また、この文書をお作りになるのに努力された方々の努力を讃えたいと思います。

また、ある一人の方を思い起こしたいと思います。この政策のインスピレーションの基になったといえる方です。光栄なことに、私の友人の一人と数えることができる故・松岡大臣です。松岡大臣がこの場におられないことは悲劇的なことですが、この文書とこの政策を目にし、そして大臣が重要と考えておられた問題にわれわれがいかに取り組んでいるのかを目の当たりにされたら、きっと誇りに思われるでしょう。

## DVD上映

### 「“Goho-wood” 日本の違法伐採に対する取り組み」

(以下、DVD のナレーション)

日本政府は違法伐採対策の一環として、合法性・持続可能性が証明された林産物の調達を強力に進めています。2006 年に改正されたグリーン購入法の調達方針は、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を優先的に調達するように定めています。また、この方針の改正に当たって、林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン」を定めました。これは輸入材・国際材を問わず、国・政府関連機関が調達する合法的な木材・木材製品の基準を示したもので、まだ強制ではありませんが、民間にも購入努力目標が示されています。

ガイドラインは合法性、持続可能性の証明方法を三つ提示しています。森林認証による証明方法の第三者認証、業界団体の認定を受けた事業者による証明方法の第二者認証、業界独自の取り組みによる証明方法の自己認証などがあります。このガイドラインでは、合法性、持続可能性の証明方法を三つ提示しています。森林認証による証明方法の第三者認証、業界団体の認定を受けた事業者による証明方法の第二者認証、そして、事業者独自の取り組みによる証明方法の自己認証です。これらはすべて C o C を担保するための取り組みです。

日本の木材業界はこれら証明方法で合法性、または持続可能性が確保された木材を “Goho-wood” と名付け、合法性が確保された木材の供給体制の整備、取扱企業の拡大、市場認知度の向上のためのキャンペーンを展開しています。“Goho-wood”的 Goho とは legality の意味です。

ガイドラインが示した合法性と持続可能性のうち、最も特徴的で独創的な証明方法は、業界団体の認定を受けた事業体による証明方法です。この証明方法では、業界団体が作成した独自の基準に従って、団体メンバーである事業体を自ら審査します。認定された事業体は、合法性が証明された製品と、証明されていない製品を分別して、合法性が証明された木材製品のサプライチェーンを作ります。その流れを紹介しましょう。

それぞれの団体は、違法伐採に反対して行動する自主的行動規範を作成します。それに基づいて、各団体は合法材の取扱を希望する会員からの申請を審査します。申請した会員

事業体が、合法材を取り扱うのに適しているとの審査結果が得られた場合は、団体が会員に認定番号を発給します。2008年3月に認定に取り組む業界団体は、全国各地で130を超えて、認定された事業体も7000社に達しました。森林所有者が木材を伐採するときに、森林法に基づいて市町村に提出する伐採届出書が、日本における林産物の合法性証明の出発点になります。

日本では、伐採された丸太の半分が原木市場に集められます。原木市場での合法材の取扱状況を紹介しましょう。原木市場では、合法性が証明された丸太とそのほかの丸太を分別して仕分けをしています。原木市場が丸太購入者に発行する納品書には、合法性が証明されていることと認定番号が記載されています。この書類は、原木市場が丸太購入者に発行する丸太の合法証明書となります。

森林所有者から消費者の間に位置する認定事業者は、いつでも取り扱った木材の合法性を対外的に説明できるように、合法性が証明された木材を購入した際の証明書類の控えと販売時に自らが発行した証明書類の控えを、認定要領に基づいて保管しなくてはなりません。合法木材の流通と加工は、分別管理方針書に従った管理により行なわれます。また、F I P C・Lマークのように、合法性証明をラベリングしている団体もあります。

この製材工場では、認定の取得を契機に合法木材を正面に据え、顧客の増加とマーケットシェアを広げる努力を続けています。工場で製材された合法材は、証明書等が添付され、建築業者や家具製造業者などに出荷されます。

これは建設中の公共機関の事務所です。この建物ではグリーン購入法に基づき、構造用材から内装材に至るまで、すべて合法性が証明された木材製品が使われています。

違法伐採対策を推進するために、違法伐採総合対策推進協議会が設立されました。この協議会では、木材製品の合法性の証明の重要性を広く宣伝する活動も行っています。宣伝活動としては、D I Yやエコプロダクトの展示会で“Goho-wood”の活動を宣伝するブースを設け、木材を取り扱う企業、消費者に違法伐採対策の重要性を訴えるとともに、合法木材を購入するよう呼びかけています。

また、インターネットで、合法性が証明された木材製品と取扱企業を紹介する活動も行っています。このウェブページでは、「製品カテゴリー」や「企業一覧」から合法性が証明された木材製品と取扱企業を検索できます。さらにこの協議会は、林産物を日本に輸出するシッパーに、日本の林産物調達を理解してもらうため、林野庁が提示したガイドラインを5カ国語に翻訳した資料を提供しています。

また、協議会は違法伐採対策国際セミナーを開催して、日本と産地国の相互理解を深め、今後の違法伐採対策を検討しています。2007年に2回開催したセミナーには、協議会が日本に林産物を多く輸出している8カ国、計10名の専門家と輸出関係者をスピーカーとして招待しました。セミナーでは、輸出国から各国の持続可能な森林経営への取り組み、合法性確保を含む林産物のトレーサビリティ整備の状況等の報告があり、また、日本の企業からは合法木材を求める報告がなされました。

国産材であっても違法伐採木材は使わないという政府の方針を受けて、日本国内の森林所有者や生産者は木材と木材製品の合法性を明確にする活動を行っています。また、森林の多彩な機能を維持しつつ、木材産業の発展を図るため、森林認証を取得するための取り組みが進んでいます。既に森林認証を取得した森林所得者は木材の価値を高め、林業の未来をひらくとしています。

木材消費国である日本は、木材生産国の持続可能な林業経営に寄与するために、違法伐採と違法伐採木材の取引に歯止めをかけ、木材・木製品に関する合法性・持続性の証明をこれからも促進していきます。

「そうですね、以前は政府調達に限られていましたが、今は一般住宅でも合法木材はないかという注文があります。日本人は環境問題にものすごく敏感になっていまして、今後ますますこの合法木材が増えてくると思います」。

森林は林産物の生産だけでなく、地球温暖化の防止、水資源の安定確保、生物の多様性の維持、地域社会・経済への貢献など多彩な役割を担っています。人間の生存にかかわる多様な森林機能は多くの人々の合意と信頼に基づく活動によって維持されているのです。

皆さんも、“Goho-wood”の活動に参加してみませんか。

# 住友林業における 違法伐採材への取組

-ACTION FOR ILLEGAL LOGGING TIMBER-



取締役専務執行役員

能勢秀樹

2008年 6月27日

1



## 1- ①. 会社概要

本社 : 東京都千代田区丸の内1-8-1

設立 : 昭和23年2月20日(創業元禄4年-1691年)

事業内容: 山林事業(山林の経営)

木材・建材事業(木材・建材の流通)

住宅事業(注文住宅の建築等)

海外事業(木質建材の製造と流通、住宅の建築、販売)

不動産事業(開発、住宅分譲、流通、仲介)

(連結)建材製造事業、住宅ストック事業、緑化事業、生活関連事業等

社有林 : 四国・九州・北海道・和歌山 40,567ha(国土の1/1000)

売上高 : 約8614億円 経常利益 約77億円 (H20.3期:連結)

ホームページアドレス : <http://sfc.jp/>

2



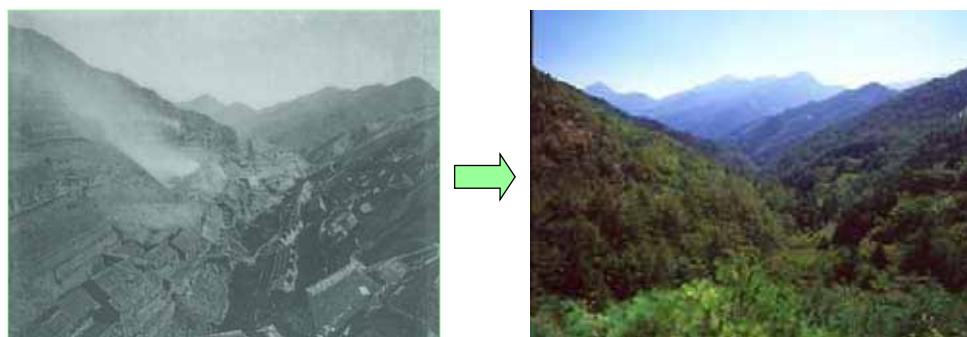
## SUMITOMO FORESTRY

- ◆ HEAD OFFICE : 1-8-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, TOKYO
- ◆ ESTABLISHMENT : 1948/ 2/ 20 (Founded : 1691)
- ◆ BUSINESS SCOPE :
  - : Forestry Business( forest management)
  - : Timber & Building Materials Business  
(purchase and sales of timber & building materials)
  - : Housing Business  
(construction and sales of custom-built housing)
  - : Overseas Operation  
(production of plywood & fiberboard, housing construction etc)
  - : Real Estate Business  
(purchase and sales of developed housing etc)
- <GROUP COMPANIES> building materials factory, landscaping etc
- ◆ OWN FOREST : Shikoku, Kyusyu, Hokkaido, Wakayama, 40,567ha
- ◆ NET SALES : 86 billion non-recurring profit 0.8 billion (Mar/08)  
3
- ◆ HOME PAGE : <http://sfc.jp/>



### 1 - ② . 会社概要

#### 四国・別子での植林 (Planting Area At Besshi)



1888年当時  
(1888)



2007年(2007)

4

## 1-③. 会社概要



5

## 2. 住友林業の木材調達取り組み

2003年 —

「グリーン調達ガイドライン」策定

‐ 03 - [Green Procurement guideline]

2005年 —

「環境に配慮した木材調達基準」策定

‐ 05 - [Timber Procurement standards]

6



### 3. 木材調達理念・方針

2007年 – 住友林業グループ

「木材調達理念・方針」6月発表

Sumitomo forestry Group

[Timber Procurement Philosophy & Policy]

was established in JUNE `07

2010年3月 ⇒ 合法性100%を目指す

MAR `10 Confirming the legality of all traded timber

7



### 4. 具体的運用

#### 木材調達審査小委員会



Timber Procurement Examination Subcommittee

取扱木材・木材製品の合法性審査、確認

Examine & Confirming legality of all traded timber

①企業評価

①Company

②商品評価

②Imported Timber

→ ISO・環境方針

– ISO. Environmental policies

→ 合法性確認

– Confirm the legality of timber 8

## 5. 合法性証明書類の例

- ◆ 森林認証材(FSC、PEFC、SGECなどの認証)であることの証明書

Certification of `Certified Timber`  
(FSC, PEFC, SGEC etc)

- ◆ 伐採許可証

Logging Permission, Stumpage Certificate

- ◆ 現地踏査レポート

Report on Trace of Imported Timber

等

etc

9

## 6. 合法性確認における課題

- ◆ 複雑な流通経路のトレザビリティ

Distribution channel is complicated

- ◆ 合法性を担保する書類が存在しない

No documentation proving legal timber

- ◆ 合法性確認方法の情報が少ない

Little information how to confirm

the legal compliance

10

## 7. 違法伐採への多角的取り組み

### ◆ 合法性木材の取扱

Trade only legal timber

### ◆ 国産材の利活用

Promote use of Japanese domestic timber

### ◆ 植林木の利用推進、植林活動拡大

Increase the use of plantation timber  
and Promote planting effort

11

## 8. 国産材の利活用と目標

ヒノキの構造用集成材



杉の構造用耐力壁



### ◆ 住宅 構造材での使用量

HOUSING Consumption volume

「目標」 70%  
Target 70%

### ◆ 合板工場 Plywood factory

Consumption Volume

「目標」 8千m<sup>3</sup>/月  
Target 8000m<sup>3</sup>/M

12

## 9. インドネシア KTI社での植林木の取り組み

Plywood factory in INDONESIA (KTI CO,LTD)

### ◆2000～2007年の植林実績

The planting results ('00～'07)

◆植林面積:4,954ha、植栽本数:645万本、

A planting area: 4,954ha, Planting number 6.45M



## 10. PNGでの植林の取り組み

### ◆PNG オープンベイ地域の植林 Plantation At Openbay Area



苗畑 Seedling Field



植林 Plantation



地域住民 Community



植林地 12年生林 12-Year Old Forest 14



## 11. 住友林業グループの森林認証-①

- ◆山林部－自社山林 約40000ha SGEC森林認証  
Forestry – 40000ha SGEC Forestry certification
- ◆木材建材事業本部－FSC COC認証  
SGEC 林産物取扱認証(COC認証)  
Timber & Building Materials Business – FSC & SGEC CoC
- ◆住宅事業本部－SGEC 林産物取扱認証(COC認証)  
Housing Business – SGEC CoC
- ◆海外工場、国内工場－FSC、SGEC COC認証取得  
Factory (overseas, domestic) – FSC & SGEC CoC

15



## 11. 住友林業グループの森林認証-②

- ◆認証材を使った当社 住宅 Using Certified Timber Housing

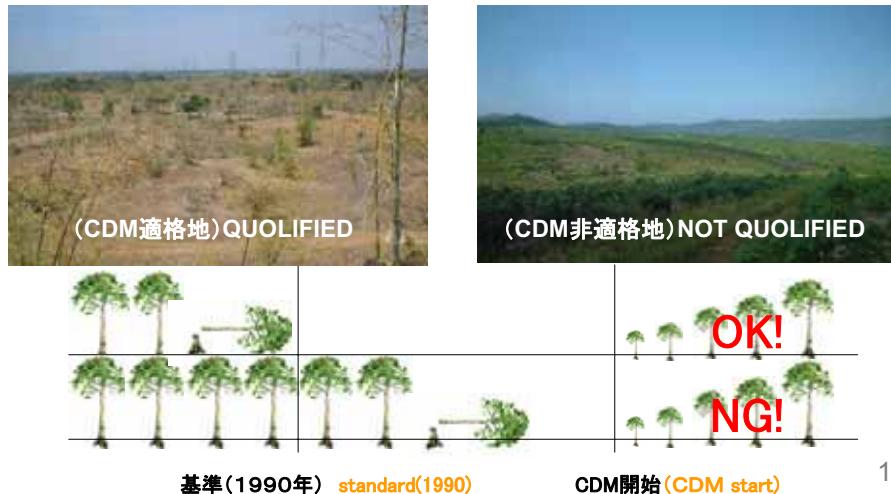


当社 森林認証林 → 森林認証材 → 当社 住宅  
Our Certified Forest → Certified Timber → Our Housing

16

## 12. CDM植林、認可基準例

条件: 1990年以降森林でなかった土地 Land where is no forest after 1990



17

## 13. 今後の取り組み

◆植林を通じて、  
地域経済と社会、  
地球環境へ貢献



Contribute to  
Economy,  
Environment and  
Social  
by Tree Planting

18

ご静聴 ありがとうございました  
**THANK YOU**

◆住友林業株式会社

◆ SUMITOMO FORESTRY CO., LTD.



「オフィス家具における合法木材の取り組み」

清水 亨 氏（コクヨファニチャー株式会社取締役専務執行役員）

## コクヨファニチャー株式会社 オフィス家具における合法木材の取組み



### コクヨファニチャー株式会社とは

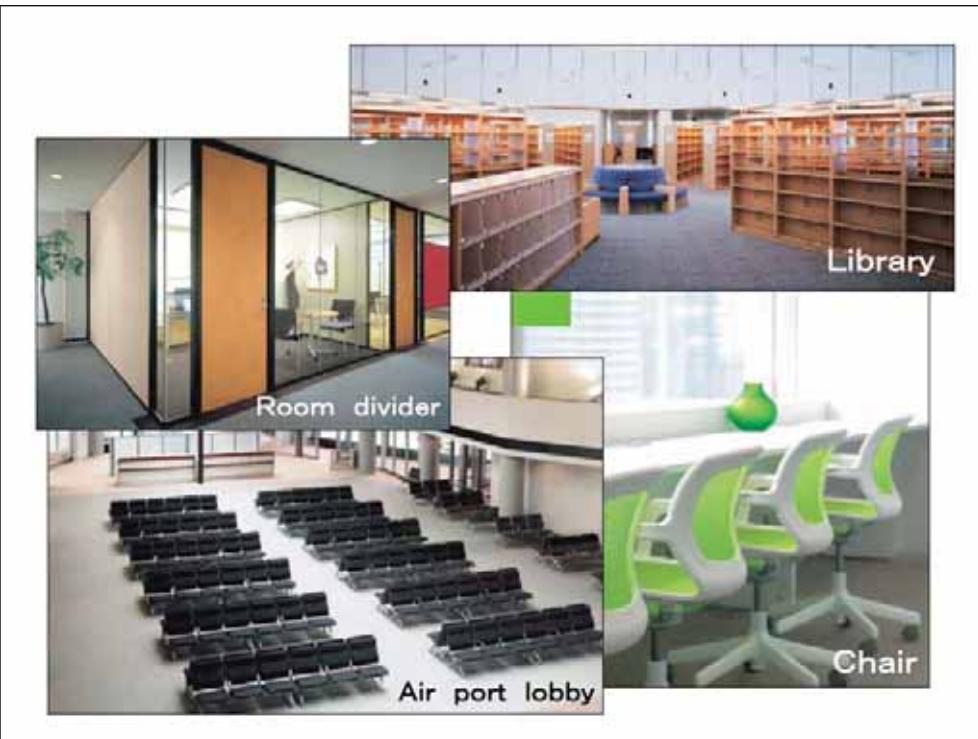
経営理念 「商品を通じて世の中の役に立つ」



商品点数 総合カタログ掲載(建材を除く)

総品番数 : 約136,000品番

木質カテゴリー製品数 : 約30,000品番 (22%)



## グリーン購入法改正・2005年

金属を除く主要材料が

- 木質の場合 間伐材等の木材を使用し、F★★★以上  
⇒一部の木部品が満足していればOK
- 紙の場合 古紙パルプ50%以上
- 樹脂の場合 再生樹脂10%以上



### 新基準

金属を除く主要材料が

- 木質の場合
  - ①間伐材
  - ②再生資源(パーティクルボード、MDF等)
  - ③上記以外は違法伐採材ではないことのトレーサビリティ  
以上のいづれかを満足し、更に、F★★★以上  
⇒全ての木部品が基準を満足する必要有り

### ●紙の場合

古紙50%以上 & バージンパルプは違法伐採でないことのトレーサビリティ

**合法木材を管理できる体制作りが不可欠**

## 日本のオフィス家具業界の構成

**JOIFA (Japan Office Institutional Furniture Association )**

…主要オフィス家具メーカーが所属



グリーン購入法改正に基づき違法伐採木材の対応を開始

JOIFAが事業者認定団体となる



### ＜合法木材の証明方法＞



① 第3者認証機関による森林認証(FSC材、PEFC材等のCOC認証)

② 業界団体の自主的行動規範による証明

③ 事業者独自の取組みによる証明（伐採から納入まで企業内で自己完結している場合）

## コクヨとしての取組み



木質材を扱う協力工場に対し可能な限りの  
木材合法性のトレーサビリティ確認を依頼

### (証明手段)

- ・事業者認定の取得
- ・輸入材は輸出許可証を確認

### 合法性確認



顧客要望があれば  
商品別情報開示

### 今後のテーマ

より明瞭な合法伐採の管理体制へスパイラルアップ

## コクヨの総合的な環境取組み



このマークがひとつも当てはまらないもの、また、作る時、使うとき、捨てるとき、全てで環境対応出来ていないものにエコ×マークをつけています。

コクヨの決意をマークにしました。



コクヨオリジナルマーク3つ全て基準が満たされている商品のみ環境記述商品

「エコバツ」マーク：8,240品番  
(分母:32,830品番)

[http://www.kokuyo.co.jp/eco\\_ud/ecology/index.php](http://www.kokuyo.co.jp/eco_ud/ecology/index.php)

詳しくはHPをご覧ください

## 基調報告

「日本の Goho-wood の今後の展望と国際連携」

吉野 正芳 氏（衆議院議員、グローブインターナショナル森林対話共同議長）



グローブインターナショナルの国会議員の皆さま方、そしてご列席の皆さま方、ようこそおいでいただきました。ご紹介いただきました森林対話共同議長の吉野正芳でございます。日本における Goho-wood の取り組みについてご報告させていただきます。



○私たち日本人は古来から自然の恵みを得て生きてまいりました。ですから、自然にはすごく感謝をし、敬い、そして自然の災害に対して恐れを持ってきました。山には山の神様

があり、川には川の神様がいて、森林にも木の神様がいる。こういう神々を八百万の神と日本では言っていますが、そういう日本の文化を作つてまいりました。

日本の有名な詩人であり、作家である宮沢賢治という人がおります。この人の作品の中に、山に入って木を切るときには山の神様に「この木を切つていですか」と尋ねます。そして、山の神様が「いいですよ」と返答しない限り、木は切つてはいけません。「畑を作つていですか」と尋ねて、「いいです」という返答がないと木を切ることができないという物語があります。まさに持続可能性です。このところをきちんと山の神様は見て、もうこれ以上木を切つては持続可能性が続かないから、木を切つてはいけないというところを、私たち日本人は古くから持つています。まさに自然との共生、生物多様性を守つていく、これが日本の文化だと思います。



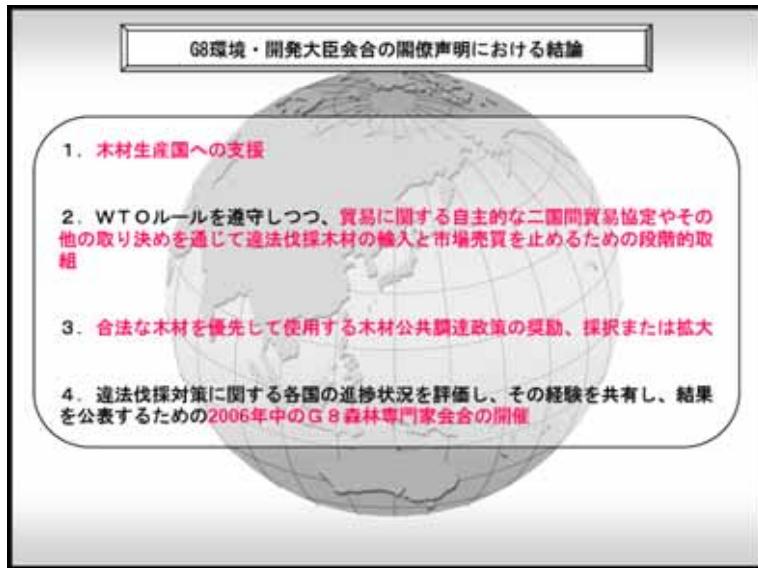
○ I P C C の第4次報告書によりますと、森林減少によって地球の温暖化ガスの約 20% が生じているといわれています。その森林減少の中でも違法伐採による部分が大きなウエートを占めています。そういう意味で違法伐採問題を解決していくことは大切なことであると思います。



○では、違法伐採とはどういうことなのか。一般的にはその国の法律に反して伐採された木材は違法伐採であるといわれますが、そこには大変困難なバックグラウンドを持っています。そして、定義も世界で統一した定義はありません。ですから、生産国と消費国がお互いに協力し合わないと、単に生産国の取り締まりを強化するだけでは、違法伐採の問題は解決できないのです。



○違法伐採は 1998 年のバーミンガム・サミットから議論されまして、その後、各サミットで議論されてきました。2005 年のグレンイーグルズ・サミットにおいて違法に伐採することは、持続可能な森林経営に向けた第一歩であるということが合意されました。



○具体的には森林木材生産国へキャパシティ・ビルディング等々を含めた支援をしていくこと、WTOのルールを守りながら違法に伐採された木材の輸入、市場での売買をどういう形でやめることができるかについて段階的検討をすること、そして合法木材をきちんと政府が買うことによって市場を作ること、最後にG8森林専門家会議を開催すること、この四つについての具体的な合意がサミットで得られたわけです。



○それを受け、わが日本国は気候変動イニシアティブという形で、この四つの要素を取り入れ、内外で、日本国内、また世界の方々に森林気候変動イニシアティブを宣言したところです。



○日本の取り組みとしては、まず二国間協力においては、日本とインドネシアで地球観測衛星を用いる。この間日本が打ち上げた科学技術の粋であります「だいち」という観測衛星を使って、伐採した現実の姿を宇宙からとらえていく。また、インドネシアにおいてはトレーサビリティをきちんと開発していくという形で取り組んでいます。

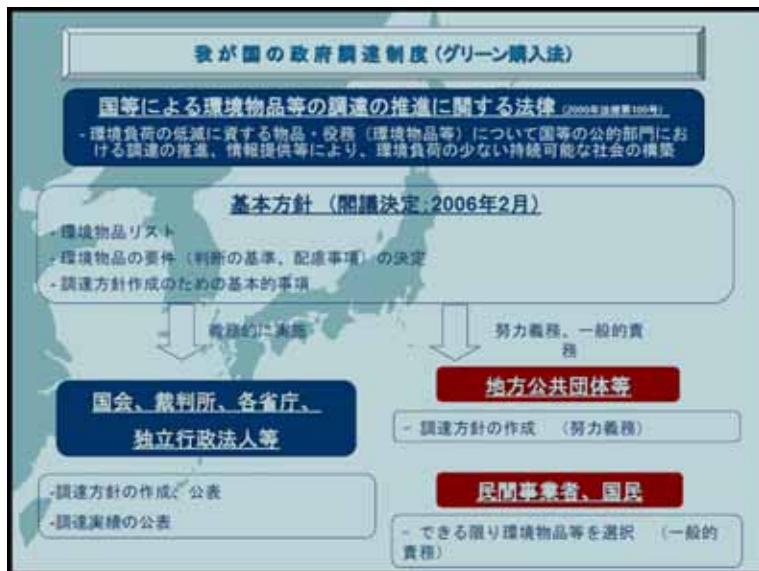
地域間協力においては、アジア森林パートナーシップを通じて合法性の基準開発や情報共有の促進に努めています。

多国間協力においては、ITTO、国際熱帯木材機関を通じて約800件に余るプロジェクトを支援しています。

そして政府調達は、グリーン購入法により、2006年の4月にわが国は合法木材、そして、持続可能な木材を政府は使わねばならないということを決めたわけです。



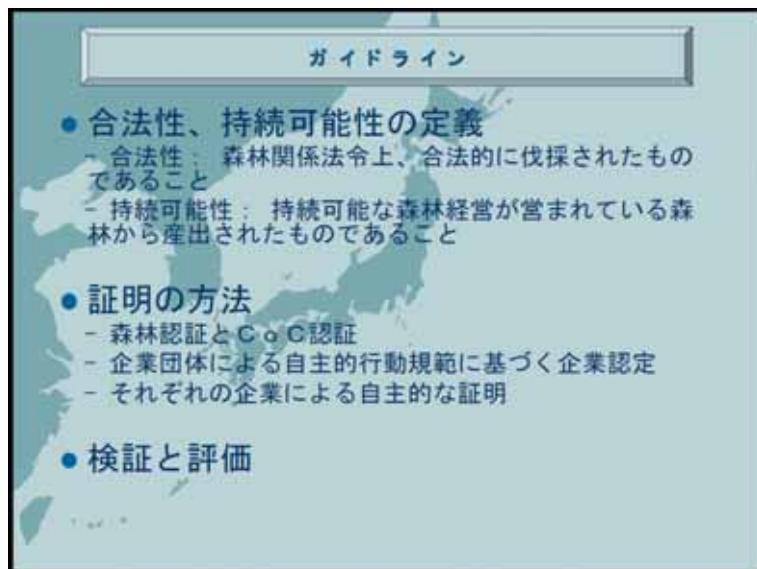
○これはインドネシアにおける2次元バーコードです。1次元バーコードよりかなりの情報量を含んでおりますので、この2次元バーコードを使ったトレーサビリティの写真です。



○政府調達のグリーン購入法です。わが国は2006年4月からグリーン購入法に紙・木材製品等の購入に当たっては、合法性・持続可能性が証明された物品を対象とすることを追加しました。そして、その合法性証明に当たっては林野庁でのガイドラインを作ったわけです。このグリーン調達法によりまして、中央政府は調達方法、調達方針をまず作成して、それを公表しなければなりません。調達実績も公表していくということです。

ここでいわゆる政府調達のグリーン購入法は完了するわけですが、これだけでは足りません。これから県や市町村といった地方政府にどう広めていくかというのが課題です。た

だいま住友林業さんとコクヨさんからお話をありがとうございましたが、本当に素晴らしい取り組みです。ビジネスの世界、国民の方にも、このグリーン購入法の精神をいかに理解してもらうかが、これから課題になろうかと思います。

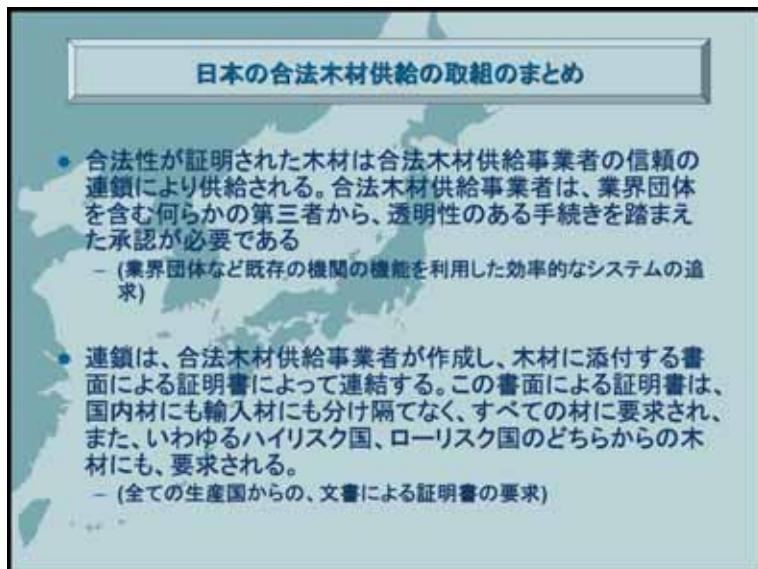


○林野庁で作りました証明を求めるガイドラインについてご説明申し上げます。合法性、そして持続可能性の定義です。合法性は、日本国内における、また世界における森林関係法令上合法的に伐採されたもの、持続可能性は持続可能な森林経営が営まれている森から伐採された木材であることで、この二つが条件となっています。

証明の方法は、先ほど民間の方々からもお話をありました。一つは森林認証、C o Cチエーンを使った認証制度です。もう一つが企業の団体、業界団体が一つの自主規制をして、その行動規範に基づいて、自分たちの仲間である一つの企業を認定していく制度です。もう一つは、製紙会社のように植林から紙製品まで、自分の会社だけで一貫して生産している大きな会社は、自主的な証明を出せることになっています。この三つの証明方法を作らせていただきました。検証と評価はまだ新しいものですから、これも大切な課題になっていきます。



○業界団体の証明方法です。まず自主行動規範を作ります。そして、それをきちんと守っているという企業が業界団体に申請して、そこを審査します。その調査の結果、自主行動基準にきちんとのっとってやっているということが分かれば認定します。こういう形で自分で証明書を発行することができるわけで、こういう形での鎖の輪がつながって、最終的には政府に物を納めることができるという制度です。これで先ほど全木連のビデオでもありましたように、133団体、6980の企業が現在、認定を受けています。



○合法性が証明された木材は、事業者の信頼の連鎖を通じて供給され、業界団体が事業者の認証をします。これも第三者からの透明性の手続きを踏ました形で認証します。次に、証明の連鎖は事業者が作成する書面によって、証明書によってつながっています。ここに

鎖の輪がつながっているということです。この措置は日本の国内材、そして輸入材を問わず、すべての国にこの条件が求められています。

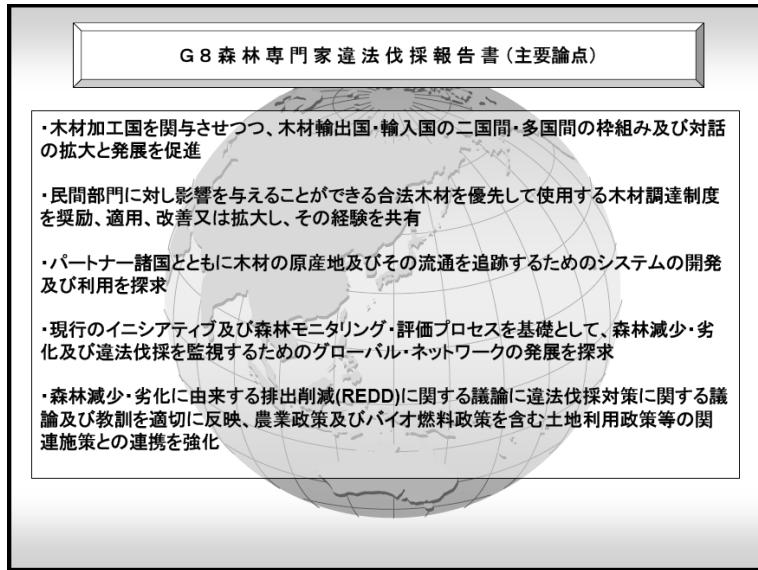


○今後の課題です。いくら政府だけがきちんとグリーン購入をしても、それが民間に広がっていかなければ何もならないわけで、今日の住友林業さん、コクヨさんのような形でいかに民間の方々に広まっていくか。ひいては国民一人一人の頭の中に違法な木材は使わないのだという意識をどう植え付けていくか。これが課題の一番大きな点です。

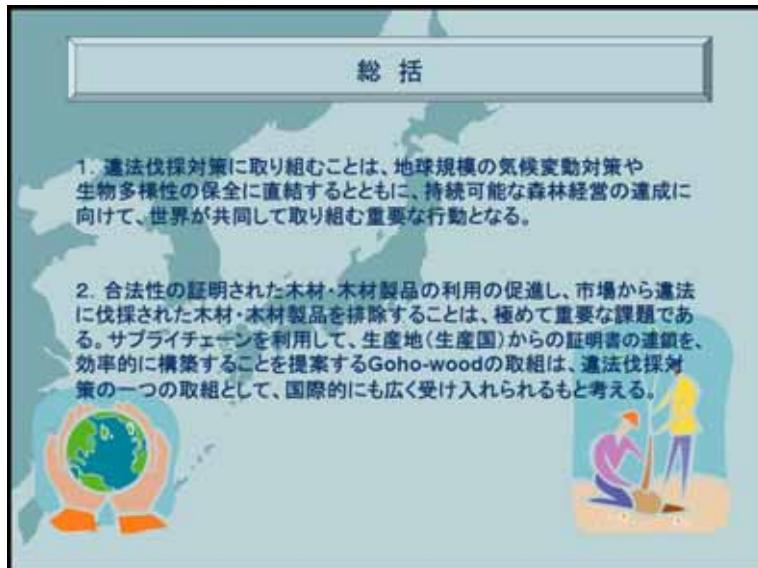
また、いくら証明が付いた合法木材があっても、それが使われなければ、使用されなければこの制度は破綻してしまいます。使われるようなインセンティブです。税制のインセンティブとか、建築基準法を改正してインセンティブを与えるとか、いろいろな方法があるかと思いますが、インセンティブを与えて行く、そして広めていくということです。

3番目に信頼性・透明性の向上です。この信頼性・透明性は今の制度でいいと満足しないで、どうすればもっと向上させていくことができるかということで、常に向上していく必要があるかと思います。

生産国と消費国双方への情報提供体制の整備も、課題としてあろうかと思います。



○グレンイーグルズ・サミットで合意されたG 8 森林専門家会合は、何回か会合が行われ、今年報告書が示されました。今年5月、神戸で行われた環境大臣会合でその報告がなされ、環境大臣会合でも、高い評価を受けたところです。



○違法伐採に取り組むことは、気候変動対策や生物多様性の保全に直結することになります。全世界が共同して取り組む重要な行動だと思います。また、証明書の連鎖からなるわが国のGoho-woodの取り組みは、違法伐採対策の重要な取り組みの一つとして国際的にも広く受け入れられるものと考えています。ご臨席の皆さま方、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。



○最後に、先ほど松岡利勝前農林大臣のビデオがありました。わが日本国においては、松岡先生が「違法な木材は使わないという制度を作ろう」と言ったのが最初で、私に一つの制度を考えろという形でご下命を受け、今の仕組みを作らせていただきました。松岡先生がここにおられれば、どんなにかうれしい思いをしているかと思い、胸が熱くなる思いでございます。ご清聴ありがとうございました。

## 意見交換

(大熊) 報告が出そろったところで、ご出席の皆さまからご発言あるいは質問を出していただきたいと思います。今まで何人かの方に報告していただいたのですが、特に日本の取り組みについてご意見・質問等がありましたら出してくださいたいと思います。

発言を希望される方は、ネームプレートを立てていただき、手で合図をしてください。可能な限り多くの方にご発言いただきたいのですが、何しろ時間が切られていますので、発言時間は3分を厳守してください。

それでは、先ほど手が挙がりました、カナダのBryon Wilfertさん、最初にご発言をお願いいたします。

(Bryon Wilfert) 日本のアプローチについて、まずお祝い申し上げます。この大変センシティブな問題について、複数のステークホルダー、つまり消費者、政府、生産者、製造業者すべてがかかわるというアプローチ、取り組みは大変重要であり、大変高い質のスタンダードを確保するものです。何が合法な木材なのかという国際基準がないことが、生産国にとっても、また当然ながら消費国にとっても大きな問題となっています。

しかし、特に日本におかれましては、5カ国語でパンフレットを出しておられ、連合会の方で作成なさったということをお祝い申し上げます。この問題について、国外にも知らしめようとなさっておられること、認証について情報を提供なさっておられることは重要です。この認証と、それから合法であるということの確認は重要であると思います。

私の同じカナダから参りましたQuellet氏の方から質問があると思います。ただ、私が申し上げたいのは大変素晴らしいモデルを日本がお作りになったということ、そして、それについて明日もまた将来的に議論できると考えています。

(Christian Quellet) カナダでは数年後に、完全な認証制度に移ろうと考えています。政府が民間の森林所有者に対して認証を求めることがあります。ただ、コストもかなりかかります。現在、森林地の20%は民間が保有しています。これは伐採される木材の30%を占めています。従って、認証することが重要なのです。

また、ご存じかもしれません、カナダでは木材産業が盛んです。そして、森林地に住

む人にとっては難しいかもしれません、認証は必要です。市場も認証についてよりオープンになってきているからです。政府としては特に強いポジションを取らなくとも、マーケットの方で認知を高めています。

カナダ国内では、認証木材の生産・販売はあまり多くなく、認証木材については世界各国から輸入している状況です。アメリカとも木材の取引が盛んですが、アメリカでは認証木材はそれほど普及していません。そこで、アメリカとカナダとの間の木材の取引では、お互いに認証されていない木材が使われていることが問題になっています。

いろいろな種の木が使われており、成長が早い木も使われていますが、纖維的に見ますと質は通常の木より劣るのです。それは、カナダの木材はファイバーという質の面から見ますと、世界で最高品質を誇っているからです。この木材の纖維質はバイオマスで、これから新しい製品を作つて輸出することが可能であるにもかかわらず、カナダで認証されたものも十分にバイオマスを使っていません。

そこで、木材の纖維質を使って織物にすることや、ナノテクノロジーの開発、そして複合素材の開発を行っています。例えば車の部品にも使うことができるような木材製品の開発を行っています。ですから、かなり早いペースでの開発が行われていますが、あまり木材の輸入量は多くはありません。認証木材だけを輸入しなければいけないのですが、輸入量全体が減っていますので、それほど大きな問題ではありません。

(大熊) ありがとうございました。カナダからお二人の方にご発言いただきました。日本の取り組みが進んでいることに対するお言葉と、カナダの状況についてお話しいただきました。

続きまして、デンマークの Steen Gade さんからよろしくお願ひいたします。

(Steen Gade) インスピレーションに満ちたご発表をいただき、ありがとうございました。先ほども言及されましたが、ヨーロッパにおいても似たようなディスカッションを随分長い間、重ねてきました。しかし、なかなか遅々として進まないプロセスです。ですから、皆さまのやっていらっしゃることは、本当にインスピレーションに満ちたものでした。

この問題に焦点を当てるのは本当に重要なことであり、私は一か月前に、生物多様性条約のボン会議に参加しました。ここでも、伐採の問題が議題に上りましたが、そのプロセスはそれほどインスピレーションに満ちたものではありませんでした。G 8においては、

もっと焦点が当たればと思っています。なぜなら、二酸化炭素などに関しても非常に多くの意味合いを持つ問題だからです。気候変動と兼ねて、違法伐採の問題に関しても進捗が見られることを期待しています。ですから、ここではぜひ二酸化炭素以外の問題も俎上に乗せて、排出に関しては森林のことなども一緒に議論したいと思います。

生物多様性というのは本当に重要です。先ほどのコメントにもありました、生物多様性と持続可能な形の森林経営を議題に乗せないと、つまり森林と森林の保護のことを気候変動のディスカッションの中に組み入れていかないと、状況として新たなリスクが生まれてしまいます。つまり、実際に森林を保護することができないわけです。木材を生産しても、それを保護するということは別です。生産できたからといって、必ず保護ができるわけではありません。従って、生物多様性と違法伐採の問題はリンクして考えなくてはいけないと思います。

(大熊) 生物多様性および持続性に関連して、違法伐採問題を考えていくというお話をいただきました。

続きまして、インドの Rajagopal さんどうぞ。

(Lagadapati Rajagopal) この問題について専門家ではありませんので、質問させていただきたいと思います。まずお伺いしたいのは、日本のお国は本当に素晴らしいことを行っておられますが、こういった努力によって、違法伐採に実際にどういった効果が上がっているのでしょうか。また森林減少、そして森林破壊・劣化に対して、実際にどういう効果が見られているのでしょうか。つまり、インパクト分析、影響分析を行っておられるのかということが、まず質問の第1です。

それから、気候変動に関する問題は、例えば森林保護、そして生物多様性などにもかかわる問題です。そして違法伐採、合法木材を、幼い子どもたちに対して教えていく必要があります。これは学校のカリキュラムの中に導入されているのでしょうか。大学であれ、それ以外の学校であれ、適切なレベルでカリキュラムに入っているのでしょうか。そうでなければ、カリキュラムに導入をするべきだと思います。こちらは提案です。

(大熊) ありがとうございました。日本における Goho-wood のシステムの施行というのでしょうか。それがどのような影響を与えていたか、どのような効果を持っているかとい

うことについてご質問がありました。

(吉野) 実際の効果ですが、日本の国においての違法伐採というのはほとんどありません。ですから、この効果はいわゆる木材の輸出国で、特にインドネシアにおいては、かなりの部分で政府が一生懸命、違法伐採の取り締まりを始めていますので、そういう意味でかなりの効果が表れていると認識しています。

また、学校教育ですが、生物多様性をきちんと子どもたちに教えていくというカリキュラムの中で、ビオトープということで、学校の中に小さな小さな森を作ってしまうのです。日本の国は、これを各学校で進めています。

(大熊) 日本政府側からコメントはありませんか。皆川次長、よろしくお願ひします。

(皆川) 特にグリーン購入法に関しては、いわゆるグリーン購入法で合法木材を供給する体制が、相当国内では整ってきています。そういう意味で、この2～3年の間に急速に民間まで含めて、そういった合法木材供給体制が国内ではできてきているのかと思っています。

先ほどの吉野先生の講演にもありました、特に地方政府、さらには民間企業にこれを広げていくということです。今日ご発表があった住友林業では、2010年に100%の合法性を目標にされているということですが、そういった先進的な企業の例、民間の取り組みを、われわれもより広く宣伝していく。やはり木材需要の相当程度が民間での需要ですから、ここの部分での広がりをいかに付けていくかという課題を、われわれはまだまだ持っているのかと認識しています。

(大熊) 学校のカリキュラムにこれが導入されているかというご質問ですが、これにどうなたかご発言していただければ、よろしくお願ひします。

(皆川) 日本では小学校の教育の中で、特に小学校の5年生ぐらいだと思いますが、農林水産業の持つ自然を維持するといった機能の中で、森林の機能について教育課程の中で説明することになっています。ただ、Goho-wood の取り組み自体まで紹介するということにはなっていません。それは今ご提案もいただいたので、政府部内でも積極的に Goho-wood

という言葉が今後、日本の教科書に載るように頑張っていきたいと思います。

(大熊) 効果がどのように表れてきているかということは、なかなか難しいことであつて、数値として表れてくるにはやはりもう少し時間が要ります。そして、これはやはり国際的な問題ですので、わが国の中だけの数値ではいけないわけで、インターナショナルに効果を手にする、見るということは少し時間がかかるのではないかと思います。

続きまして、インドネシアの方にお願いいたします。お出しいただいたペーパーが皆さまのところに配られているかと思いますが、これをすべて説明するには大変時間がかかるので、3分以内でよろしくお願ひします。

(Bomer Pasaribu) 座長、ありがとうございます。ほかのご出席の皆さまと同じように、私の方からも、全木連においてこの Goho-wood のイニシアティブをお取りになったこと、またこの円卓会議を主催してくださったことに御礼申し上げます。

インドネシアの違法伐採の状況ですが、2007 年には違法伐採が大幅に減少しています。また、起訴をして有罪判決が出ることが、違法伐採については増えています。犯罪として扱っているということで、既に努力を行っています。しかし、麻薬問題と同じように、違法伐採というのは、海外からの支援を必要としている国際組織犯罪なのです。ですから、国際協力が必要です。

まず、合法木材の需要という形でコントロールしなければなりませんし、また、財政面でも違法伐採に対するサポートが必要です。また、合法な木材のクライテリアづくり、そしてキャパシティ・ビルディングといったサポートが必要とされています。それ以外に、この Goho-wood のキャンペーンを進めたいと考えています。そして、消費国の政策、例えば建築基準などによって、輸入を制限することも必要ですし、また、違法伐採を禁じるような国際合意も必要です。生産国の違法伐採対策も重要ですが、国レベルでの違法伐採に対する法律が、生産国すべてによって法律化されることが必要です。

また、国際的・包括的な努力が違法伐採対策として重要です。これは生産国、消費国すべてに適用される必要があります。また、違法伐採された木材を消費・貿易する、あるいは輸入することを禁じなければなりません。そのためには国際条約、あるいは国際合意が必要です。つまり、消費についても禁じる。そして、違法伐採された木材のロンダリングを禁じる合意・条約が必要です。

(大熊) ありがとうございました。国際的条約が必要だというご発言です。お配りいただいたペーパーがありますので、これを後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、ブラジルの方どうぞ。

(Serys Shlessarenko) 私はブラジルのマットグロス州出身の上院議員、Serys Shlessarenko です。マットグロス州は、ブラジルで最も大きな、世界中で最も大きな森林を保有している地域ですが、それをさらに保持したいと思います。ただ、ブラジルではまだ森林が非常に多く保存されていますが、それを保持するためにいろいろな困難に直面しています。

まず、ブラジルの州の 3 分の 1 が法定アマゾンの中に含まれています。ブラジルでは、森林保護に関しては十分な法律を整備していますが、法律だけでは不十分な面があります。このような場で何度も申し上げてきましたが、発想の転換が必要であると考えています。特にブラジルは持続可能な経済発展を目指している国です。CO<sub>2</sub>を今後どんどん削減していく必要があることは分かっていますが、同時に貧困の撲滅というのも、共同で皆さんと一緒にになって解決する必要があります。

ブラジル政府は、そのために大いなる努力を今まで払ってきました。ブラジル国内の森林を保護するための公共政策をこれまでに実施してきています。ルーラ大統領がエコロジカルな環境を保護する区域を策定しています。例えば一例ですが、エタノールの生産に使う植物は、どこまで栽培していいかという境界線を定めています。また、違法伐採による罰金を科せられていない市町村は、既に 36 市町村に及んでいます。

私は上院議員で、2009 年度の予算策定にかかわっていますが、自然保護の区域をさらに早く策定する必要性を訴えています。さらに環境保護に関する法律に違反を行っているメンバーが含まれている企業には、公的な金融機関は融資を行わないというような法律を検討しています。

もう一つ、学校のカリキュラムについてお話ししたいと思います。学校における環境保護の教育についてです。ブラジルでは、法律面では既にだいぶ整備が進んでいますが、さらに発想の転換が必要であると考えています。まず、森林が保護されるためには、人々の最低限の生活が保障されなければならないと考えています。従って、そういう観点からのプロジェクトを進めていくことが、わが国にとって大事であると考えています。

現在、ブラジルの国会では、私が策定した法案を討議中・審議中ですが、それは森林保護に関する法案です。その森林保護の方法は、実は電子的な方法による森林保護の監視、コントロールという内容の法案です。これは半導体チップを用いることで、木材の合法性、もしくは違法性を完全にトレーシングできるというプロジェクトです。現在、既に一部の企業がこの方式を試験的に導入していまして、木材のルーツを監視できるというシステムを開発中です。それによって違法な伐採を完全になくすこと目的にしています。

以上です。ありがとうございました。

(大熊) Serys さん、ありがとうございました。経済発展と環境保護の両立というか、バランスをとる、その辺について基本的なお話をさせていただきました。

(Barry Gardiner) 座長、よろしければ2度目の発言をお許しください。私が特に関心を持ちましたのは、産業界の方々による発表です。大変現実的にこの制度の課題についてもお触れになりました。例えば法律を遵守しているのかを確認するのが難しいということです。しかし、これは根本的に重要な問題であるということについても言及がありました。そして、これを正しく実行したいと強くお考えだということが分かりました。そして、適用しようとしている基準が正しいものであることを確実にしたいというお気持ちも分かりました。

ただ、私が思うに、この制度が成功しているといえるのは、業界あるいは企業が認定されるということです。そして、認定されたということを表明するというのであれば、この基準は十分に実効性があります。しかし、この認定を取り消すということがあれば、本当に実効力のある基準になると思います。そして、そういったことがあればベンチマークとなって、業界にとっても改善をすることがより容易になるのではないかでしょうか。

(大熊) 認定を取り消すという事実が出てきて初めて、この制度が現実のものになって、透明性というか、正しいものであるということが認められるものではないかという、厳しいご発言でした。

(吉野) 今のGardinerさんの発言は、全くそのとおりです。業界団体が認定するということは、もしその自主行動規範に違反すれば、取り消すということです。この認定取り消

しが、信頼性確保をしていく上で本当に大事な点です。認定したばかりですので、そういう違反行為はまだありません。これから違反があれば、びしひし取り消しをしていくことが信頼性をいかに向上させていくかという、一番大事な点を Gardiner さんにはおっしゃつていただきました。

(大熊) ありがとうございました。基本的なお話をしていただきました。

ほかにいかがでしょう。では、ブラジルからご発言ください。

(Renato Casagrande) 皆さん、こんにちは。私はブラジルの上院議員です。今回の Goho-wood における皆さまの発表を拝見しまして、大変いろいろ参考になり、うれしく思っています。

ただ、一つ心配に思いますのは、木材の消費国の皆さんのが、われわれが開発したような迅速な、早いタイミングで監視できるシステムを開発されていないということです。グローバルのフォーラムにおいて、木材のルーツ、出生について証明できるようなシステムを定める法律を決める必要があると思います。それと同時に、別の側面からこの問題に取り組む必要があると考えています。先進国の方にも課題はありますが、実際の発展途上国でより大きな森林を持っている国についても、違法伐採を防止するようなシステムを開発する必要があります。

先ほど Serys 上院議員が申し上げたように、この問題は、ブラジル社会にとっても非常に懸念される問題でした。ブラジルは 850 万平方キロメートル以上の面積があり、半分以上が森林です。ですので、この非常に広大な森林を守ることは基本的に重要なことです。それと同時に、その森林で生活している人々の生活を保障する必要があります。ブラジル政府は 6 月 5 日に、国連にブラジルの自然保護に関する法律を提出しました。これはブラジル政府が今後数年、ブラジルに対して課されるさまざまな問題について、責任を回避するつもりは毛頭ないということの表明です。

再度申し上げますと、先進国の方々には、違法伐採木材の購入についての議論よりも、より具体的な話についての議論が必要であるということを訴えたいと思います。

(大熊) 森林で生活している人の生活を守るというお話がありました。非常に基本的なことなのですが、Goho-wood とのつながりをどう付けるかは、難しい問題だと思います。

永田先生、何かご意見はありませんか。今のお話について、全体的に結構ですが。

(永田) 合法木材を使うことによって、本来その権利を持っている人たちに所得が発生するような仕組みができるということだと思うのです。ですから、今お話があつたような貧困に対する戦いということも、合法木材を使うというシステムをきっちりと立てることによって、そういうことが成り立っていくのだろうと思います。そういう意味で、合法木材を利用するというシステムをきっちりと作っていくことが非常に大事だと思います。

(大熊) ありがとうございました。どうぞ、インドからご発言ください。

(Lagadapati Rajagopal) ジャングルで、部族住民と仕事をする経験に恵まれましたが、基本的な問題があります。つまり貧困という問題であり、最低限の生活をジャングルに住む人々にも可能としなければいけないという問題です。今いみじくもおっしゃいましたように、なかなか難しい問題です。これは伐採が合法か非合法かという問題だけではなく、生活を守るということ、そして森林破壊を防ぐということなど、諸々を含む問題です。

従って、包括的な計画なくしては、貧困からの脱却を可能とすることはできません。貧困から脱却させ、教育を与え、スキルを与え、国の主流となることができるようにならなければなりません。そうすれば 10 年、15 年といった時間的な枠組みの中で、これまでのような状態でジャングルに住み続けることは必要なくなるでしょう。貧困から脱却し、ジャングルからも脱却するでしょう。そして、保護することもできるでしょう。このプログラムでも、そういう方法を取るべきではないかと思います。

(大熊) ありがとうございました。包括的な考え方で取り組むべきだというご発言だと思います。では、広中先生お願いします。

(広中) 今日の会議というのは Goho-wood をテーマにしているわけで、私がこれから発言しようとしていることは、この会議の目的にはそぐわないかもしれません。いつも森林について議論されるときに私は問題提起をし、しかし、それは今まで全然受け入れられたことがないのですが、ここでも一言言わせていただければありがたいと思います。

日本の森林面積というのは、68% のカバレッジがあります。日本がかつて非常にたくさ

んの南洋材を輸入していたころ、ヨーロッパの友人が「日本というのは森林がないから、どんどん輸入している国なのかと思っていた」と言っていましたが、非常に多くの森林面積を持っています。しかし、海外から安く買えるということで、どんどん日本は輸入するわけですが、それが合法なものであれば、まず結構なことで、その方向に日本が進んでいることは大変結構だと思います。

しかし同時に、いくら合法であっても、そうした安い木材が日本の市場に入ってくることは、日本の森林というものが十分に定期ケアされておらず、つまり、20年、30年たった立ち木が切られないままそこに立っているということで、森林の循環というものがうまく行われていないという問題も抱えているわけです。ですから、何とかそこを解決できないか。もう少し木材の値段が高くなれば、日本も輸入に対してある程度我慢をして、日本の森林をもっと開発することを考えるでしょう。

それから、日本に木材を売る国々が、日本に対して高く売れるのであれば、その高く売れるというのは、私はサーチャージをかけたらいいと思うのです。けれども、そうすればそのお金をプロデューシング・カントリーの方で、つまり産出国の方で合法に産出している森林に対しては、特にお金がもらえるとか、植林に使えるとか、そのような形でバランスを取り直していった方がいいのではないか。

不幸なことに、森林プロデュースというのは、木材というのはWTOのルールの中にあります。例外品目ではないわけですが、木材というのはWTOのルール外において、これは環境にとって非常に大切なアイテムであるから、例えば農産物などと同様に、例外品目として特別な経済的な配慮というか、関税をかけるなりサーチャージをかけるなりして、そのお金は森林のために使うというルールを考え出したらいいのではないかと思います。

私は森林の専門家ではないので、細かなルールづくりはできないのですが、ぜひ皆さん方でこういうことを考えていただけないでしょうか。今日は森林会議ですので、一言申させていただきました。ありがとうございました。

(大熊) どうもありがとうございました。

それではカメルーンのEmusi Brunoさん、ご発言ください。

(Emusi Bruno) 住友林業の方がなさったプレゼンテーションは、もし私が誤解していないのであれば、植林事業について言及なさいました。私どもは植林事業に大変関心があり

ます。カメルーンでも、国家的な植林事業を行っています。植林材を使うことによって、天然材を補完すること、そして植林材の合法性は、植林材であれば天然材よりも合法性の問題は複雑ではありませんので、やはり持続可能なプログラムということであれば、植林、そして植林材を組み入れなければならぬと思います。

発表なさった能勢さまにお聞きしたいのですが、サポートなさっている植林事業は、どの程度成功を収めておられるのでしょうか。そして、どのくらいの規模のもので、実際にどこでプロジェクトを行っておられるのでしょうか。

(能勢) 私どもは植林木に、古いところでは 20 年ほど前から注力しています。特にインドネシアでは illegal logging が始まったころからです。インドネシアには、私どもの合板工場がありますが、そこで成長の早い木を農民と一緒にになって植えまして、それが随分大きなものになっています。当初は熱帯雨林の木を切っていましたが、今現在では 50% 近くがそういう成長の早い木になっています。この木は 5 年ぐらいで育って大きくなります。合板を作る機械も開発して、そういう木を半分以上使っています。

農民には、社会造林なのですが、その苗をあげるというか、ただというのは駄目ですから、1 円ぐらいで販売して、それを植えていただく。それに手入れをしていただいて、5 年たつと、私どもがプライオリティをもらって買い取るという仕組みです。市場価格で買うということで使わせていただき、それを循環させていくような方法を取っています。1 年間に 100 万本以上植えています。

さらに、パプアニューギニアでは、1 万 4000 ヘクタールぐらいを既に 20 年ぐらいにわたって植林しています。これはユーカリの一種でカメレレという木ですが、17 年ほどで切れます。これも合板に使っています。さらにインドネシア辺りでは纖維板、あるいはペティカルボードがありますが、これをチップにして、廃材を利用して使っています。そういうことで、農民の皆さんと一緒にになって、農民の方々の生活を重視して、早生樹で行っているということです。ユーカリの場合も 20 年ありますとすぐ切れますので、そこら辺りは買い取ることを約束して、林業をやっているということです。

先ほど申し上げましたが、世界中で、インドネシアで 8400 ヘクタール、パプアニューギニアで 1 万 2000 ヘクタール、ニュージーランドでは 3200 ヘクタールばかりを植えています。今後とも、さらにそのような材料を使い、現地の方々と一緒にになってやっていく。さらに、そういう木が育ちますと合板工場で働いていただいたりして、さらに収入を得てい

ただくような循環型の林業を考えています。

(大熊) ありがとうございました。一企業における植林事業の現状についてお話しした  
だきました。

それでは、デンマークの Steen Gade さん、よろしくお願ひします。

(Steen Gade) 私は先ほどブラジルとインドの方がおっしゃったことに立ち戻りたいと  
存じます。違法伐採を止めるという問題を、特に貧困とその森林で生活する人々の生活と  
いう面から見るという問題です。これは購入側の国々、消費国は良い規制を持たなくては  
なりませんし、違法伐採された木などを求めてはいけないわけです。

今日、われわれが話しているのは、少なくともヨーロッパのわれわれにとってインス  
ピレーションとなったのは、もっと厳格な規制をということです。われわれは厳格な規制  
を求めて何年も話をしてきたのですが、これは問題の一部にすぎません。というのも、一  
方では、生産国に対しても恩恵をもたらすことを考えなくてはなりません。そのような形  
でメリットの分配が公正でなければいけません。例えば地元の人が植林することによっ  
てお金をもうけることができるとか、植林されたものを活用することができるということ  
もあります。

ボンの生物多様性に関する会議が一月前に行われたのですが、そこで初めて決まった  
ことには、こういった遺伝子資源を購入している国は、その資源を持っている国に対して  
多少の支払いをしなくてはいけない、メリットを提供するようにしなくてはいけないとい  
うこともあります。例えば製薬業界とか、そういったところがこういった遺伝子資源を  
買っているわけですが、その生産国に対して、恩恵がきちんと行き渡るようにしなくては  
いけないということを申し上げたいのです。われわれが連帯感を持てるとしたら、購入側  
の国と生産国の側でより良い規制を共に持っていくことを志向していくことだと思います。

(大熊座長) ありがとうございました。もっと厳格な規制をということと、メリットを  
公正に生産国に戻すことを両立するというご発言であったと思います。それではカメリ  
ンの方、どうぞ。

(Moncharon Georges) 私の英語はあまり上手ではありませんので、申し訳ありませんが、

フランス語で発言させていただきます。

まず、生産国と消費国があります。そして、森林で伐採をする人々というのは、生産国の国民ではなく、その伐採に対して資金の出し手がいるということに着目しなければなりません。林業を営んでいる企業、伐採を行っている企業、資金の出し手に対して、国際的な規制を導入することが重要です。

(Emusi Bruno) 私もお手伝いをいたしましょう。

ここで強調したいと思っているのは、生産国というときに、特にコンゴ盆地の生産国にとっては、実際に現場で伐採をしているのは、生産国の国内の事業者や人々ではなく、木材伐採をするために国外から資金を出している者があるということです。コンゴ盆地以外から資金が出ています。違法伐採に対処するためには、コンゴ盆地での伐採への資金の出し手に対する行動規範（Code of Conduct）が必要です。生産国が違法伐採をしているというイメージがありますが、実際はそうではありません。実際に伐採をしているのは、資金提供者です。ですから、この資金提供者を対象とする行動規範が必要です。

(大熊座長) ありがとうございました。よろしいでしょうか。フランス語のトランスレーションを用意しておらず大変申し訳ないのですが、できましたら、ご意見をアンケートに書いていただければと思います。

それでは、そろそろ時間も迫ってきていますが、もう一度 Serys さん、ご発言を。

(Serys Shlessarenko) 幾つかの国のさまざまな努力というのは、非常に称賛すべきものだと思います。特に日本の取り組みについては称賛すべきものがあると思います。現在、われわれがここに集まっている理由であるさまざまな問題も、非常に具体的に分かっていて、何が問題であるかということは皆さん把握されていると思います。

政策、法律を作ること、それから政府の行動といったものの必要性は、既に何度も話されてきました。社会の意識の向上、違法伐採されずに木がそのまま育つことと同時に、その近くに住んでいる人が貧困のままにならないこと、社会意識の向上とともに、森林に住んでいる人々、男性・女性たちとともに森林保護に努力する必要があると思います。

本日ここに出席されている方々のそれぞれの国の現状を私は知らないのですが、ブラジルの場合、森林で働く人々は実際にその森林に住んでいます。問題については、既に皆さ

んのこれまでの発言で非常にはっきりしていると思いますので、これから共同でより具体的な行動に移していきたいと思います。日本など諸外国で、皆さんのが行ってきた具体的な案をさらに改善し、皆さんで共同して努力していく必要があると思います。ですので、共同の解決策、違法伐採を減少させること、少なくとも最小限に食い止めるための具体的な方策について議論したいと思います。

(大熊座長) Serys さん、ありがとうございました。それでは、日本のNGOであるFriends of the Earth Japan の岡崎さん、よろしくお願ひします。

(岡崎) Friends of the Earth Japan の岡崎と申します。今まで国会議員の方々等々のご発言があって、初めて、いわゆるシビル・ソサエティ、NGOの発言を許されまして大変感謝しております。

今ほど、ブラジルの方、あるいは先ほどインドの方がおっしゃったのは、われわれが特に問題にしている community forestry という、森林に依存している住民の生活問題をどうするのだという話だと思います。私ども Friends of the Earth は、インターナショナルなネットワークで、違法伐採対策においても、現地のシビル・ソサエティの住民やNGOの意見を全部収集して、今回の日本の違法伐採対策にも反映させているつもりです。

私ども Friends of the Earth Japan は、このグローブのおかげで、日本の違法伐採対策に最初から入らせていただいております。私は、個人的なのですが、違法伐採対策に取り組んだのはグローブジャパンの議員さんのおかげだと思っております。私が 2000 年ごろに初めて違法伐採という言葉を知りましたのは、先ほどご発言いただいた広中先生が、国連大学のシンポジウムで違法伐採という言葉を紹介されてその定義を学んだ、そこが出だしたと思います。

その後、2002 年にヨハネスブルグで地球環境サミットがありました。そのときに、実は Asia Forest Partnership というのが、Congo Basin Partnership に次いで立ち上がったのです。そのときは、今おられますグローブジャパンの代表である谷津先生が農林大臣だったと思います。谷津先生には日本のNGO、シビル・ソサエティをこのパートナーシップに組み込むことにご尽力いただき、それ以降、違法伐採対策に入らせていただきました。

その後は、先ほど紹介がありました松岡議員が、当時は国会議員でいらっしゃいましたが、その違法伐採対策の委員会に二十数回、必ずNGOを入れていただきまして、今日あ

るグリーン購入法やそのガイドラインに、日本の消費国としてのグリーン調達はどうあるべきかということについて、私どもの提案をかなり取り込んでいただいたという事実があります。現在も、吉野先生のところの委員会に必ず出席させていただいているという経過です。

今日私が申し上げたいのは、実は明日、明後日とグローブの会合がずっとあると思うのですが、明日、明後日はNGOの発言がないかと思います。明日、明後日の会合の中身も含めて、私どもが5月末の環境大臣会合に向けてとりまとめさせていただいた日本のNGOからのメッセージを、テーブルの上に用意させていただきました。「Civil Society Declaration to G8 Environmental Ministers regarding biofuel」というものと、「Civil Society Declaration to G8 Environmental Ministers regarding deforestation」というものがあります。

1枚目のbiofuelですが、今や違法伐採問題はその枠を越えて、エネルギー問題に引っかかっております。私どもが特に問題にしているのは、インドネシア、マレーシア等々のアブラヤシ・プランテーションの問題です。これはいろいろな食料との競合問題や農地利用転換の問題などがあるので、それに対するわれわれのポジションをこの中で述べております。

もう一つ、deforestationは、先ほどからcommunity forestryの問題があるので、実はこの森林減少、森林面積減少対策が、気候変動枠組み条約の方に組み込まれようとしています。その組み込まれるときに、community forestryがどうなるのか、置き去りになるのではないか。気候変動の専門家は、ひょっとしたら森林問題をあまりご存じないかもしれないし、そこにいわゆるcarbon trading、carbon emission tradingなどが入ってくると、住民の問題が置き去りになるのではないかという懸念がありまして、こういうメッセージを発しておりますので、中身については読んでいただければ幸いです。

ちょっと長くなりまして恐縮ですが、ありがとうございました。

(大熊座長) どうもありがとうございました。そろそろ時間になっているのですが、最後にWWFジャパンの橋本務太さん、よろしくお願いします。

(橋本) WWFジャパンの橋本と申します。本日はこのような機会をちょうだいできたことに、御礼申し上げます。

まず初めに申し上げたいのは、Gardiner 大臣がおっしゃった、合法化にとどまらず持続可能にすることがチャレンジであるという、このご発言が非常に重要であるという理解を共有させていただきたいと思います。biodiversity についてのご発言や、コミュニティで、そこの森に依存して暮らす方についてのご発言もいただきました。こういうものは合法性にかかわる場合もありますが、一般的には、日本の政府の調達でもやろうとしている持続可能性にかかわる問題だと私たちは考えております。

英国では、合法と持続可能というカテゴリーを分けて、より持続可能な方が望ましい、ただ、もちろん合法を確認していくことはステップとして重要なのだという取り組みをなさって、日本の政府もそういうものを参考にさせていただきながら進めてきているところです。まずは合法性を確認することは当然重要ですが、そこでとどまらずという吉野先生からの手厚いご支援の言葉もいただいているし、日本の政府あるいは消費側としては、まずは合法性を確認する、そして当然次のステップとしては持続可能性を確認していくという方向で進めるように、NGO としても情報提供する等々のことを行っていきたいと思っております。ありがとうございます。

## まとめ

(大熊座長) どうもありがとうございました。あつという間に時間がたちました。まだまだ議論は尽きないとは思いますが、会場の都合もありまして、この辺で会議を終わりにして、少しひとりまとめをさせていただきたいと思います。活発なご討議をいただきましてありがとうございました。短い時間ではありましたが、活発にご意見が出されて、会議が充実したものになったと思っております。ありがとうございました。

全体としては、違法伐採に取り組むことは、森林減少の抑制と地球規模の気候変動対策や生物多様性の保全など、森林生態系サービスの恩恵を受ける地球上すべてのものにとつて重要であり、G 8 でも焦点を当てるべき課題であること、2 番目に生産国・消費国が共同して違法伐採対策に取り組んでいくことの重要性、そして 3 番目に、一方で生産国における能力向上や資金面でさまざまな課題や困難があり、これを克服していくことが重要であるというような意見があったかと思います。

わが国の取り組みについては、吉野議員から基調報告がありました。その中で話されたことは、1 番目に、合法性が証明された木材は合法木材供給事業者の信頼の連鎖により供

給されること。2番目に、合法木材供給事業者は業界団体を含む何らかの第三者からの透明性のある手続きを踏ました承認が必要なこと。3番目に、証明の連鎖は合法木材供給事業者が作成する書面による証明によりつながっていくこと。4番目に、この措置は国内材、輸入材、またはハイリスク、ローリスク国等に関係なく、すべての国に要求されていることなどをおっしゃいました。この点について多くの賛同がここで得られたと私は考えます。

また、このGoho-woodの取り組みを、他国でこのまま取り入れることは難しいけれども、違法伐採対策を持続可能性の第一歩として取り組んでいる姿勢、基本的考え方は、国際的にも評価されるとのお言葉もいただきました。ありがとうございます。

今後の課題としては、具体的に合法性証明の信頼性の確保への取り組みの重要性、それからグリーン購入法による政府調達のみならず、民間セクターへの普及の必要性、そして合法木材に対するインセンティブの付与の重要性、企業認定の取り消しなど厳正な適用が必要であるといったことが述べられました。

民間セクターの取り組みとして、住友林業、それからコクヨファニチャーからの説明がありました。これら民間の積極的な取り組み、特に植林等の取り組みに対し、評価する旨のご発言もいただきました。

また、全体的にさまざまな意見が出されました。主な意見としては、まず生産国における貧困撲滅、資金的、技術的な支援の必要性。2番目に、違法伐採の取り締まり強化の重要性。3番目に、法律・規制、レーシー法など、さらに二国間での協定等の取り組みの必要性。4番目に、違法伐採・森林保護に関する国内法の整備、国際ルール、基準の必要性。5番目に、合法木材の認証システム構築の必要性。6番目に、合法木材に関する国際的な普及活動の必要性。7番目に、合法性証明・トレーサビリティの重要性と、その一方での実施の困難性。8番目に、学校カリキュラムの中で違法伐採の問題に取り組む必要性。9番目に、木材は環境保全に重要なものであり、それを踏ました貿易のルールを考慮すべきというご意見。10番目に合法木材へのインセンティブの付与、特にインセンティブの公正な配分という言葉もありました。

これ以外にもご意見があったと思いますが、私は議長としてこのようにとりまとめさせていただきました。これらのご意見を、今後の違法伐採対策を進めるにあたって、それぞれの立場で留意していただきたいと考えております。わが国の政府調達制度も、導入から丸2年が経過し、着実に定着してきているものと考えています。しかしながら、木材・木材製品の信頼をさらに高めるためには、わが国としても政府・業界・市民社会が協調しな

がら、今回いただきました貴重なご意見を受け止め、しっかりと検討していく必要があるのではないかと感じました。

3時間以上にわたり、熱心なご議論をありがとうございました。この森林の問題については違法伐採対策の一つのきっかけとして、森林の持つさまざまな機能・役割を正しく評価するとともに、この自然の恵みを、多様な関係者の間でどのように公平に分配していくか、地球温暖化や生物多様性の視点も含めて議論が必要であるという、大きな課題もいたしました。

皆さまには、議事進行にご協力いただき、感謝申し上げるとともに、時間も短く、またその都合で私の采配が良くなくて、十分なご発言をいただけなかつたことに対しておわび申し上げます。

本当に最後に、Morley さんから一言いただきたいと思います。

(Elliot Morley) 大熊先生、司会をありがとうございました。また、グローブの議員の先生方、本当に広範な、そして詳細なディスカッションをありがとうございます。

私は今日の議論が、われわれが実際にグローブのミーティングで明日から2日間議論して、この違法伐採に関してのペーパーを最終的に、G 8 の議長国である日本の首相に提出させていただく、その重要な一步になったと革新しています。非常に興味深い生産的なミーティングをありがとうございました。

(大熊座長) 時間が足りなくて、ご発言が十分でなかつた方、最後に付け加えたいこと等がありましたら、アンケート票をお配りしているので、そこにお書きいただいて、出口を出るときにお渡しいただければ大変ありがたいと思います。

以上をもちまして、本日の円卓会議を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

## 当日配布資料

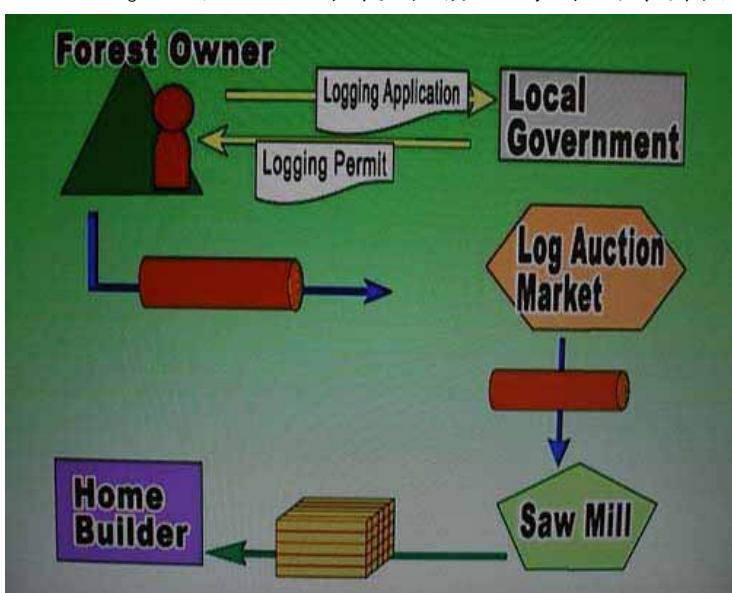
### 東海木材相互市場における合法木材の供給の取組 合法木材の流通促進の鍵を握る木材市場の事例

東海木材相互市場代表取締役社長  
鈴木和雄

#### <日本の木材流通と木材市場の役割>

1 わが国の森林所有や木材の生産・流通・加工は小規模・分散的である。これまで木材市場は原木や製材品を仕分けして分別管理し、

需要に応じて安定的に供給する上で重要な役割を果たしている。



2 こうした木材市場の機能を活用して合法性の証明された木材の供給に役割を果たすことが重要である。特に原木市場は原木の零細な生産者と需要者を結びつける結節点の役割を果たしている。

#### <（株）東海木材相互市場の取り組み>

1 木材の主産地として知られる、名古屋地区で、日本に於けるトップクラスの規模の原木と製材の市場を経営する我が社（株）東海木材相互市場でも、加盟する全日本木材市場連盟認定を受けて合法木材の供給を行っている。



2 我が社に木材を出荷する主要な出荷者も合法木材供給事業者の認定受けており合法木材の証明書を付した合法木材の出荷を要請している。合法証明書が添付された木材（合法木材）と合法証明書が添付されていない木材が混ざらないように配列する。



3 合法証明書が添付された木材の伝票、請求書には①「認定市場番号」を記載し、②合法木材であることを明記することにより「合法木材」であることを証明する。

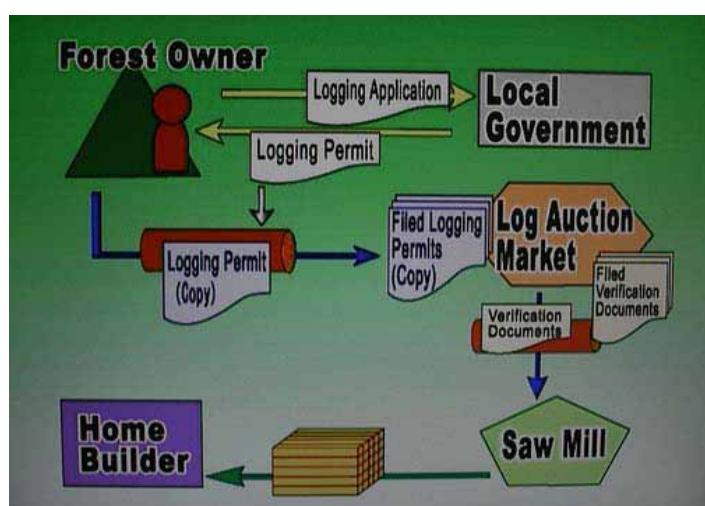
4 この合法証明書は5年間保管する。

#### <株式会社 東海木材相互市場の概要>



代表取締役社長：鈴木和雄  
設立：昭和30年7月  
本社：名古屋市熱田区  
市場：西部市場、大口市場  
年間取扱量：24万m<sup>3</sup>

#### <全市連の合法木材事業者認定の仕組み>



各地の大規模の木材市場で組織する(社)全日本木材市場連盟(会長鈴木和雄)は、合法木材の流通を促進するため、「違法伐採対策に関する自主的行動規範」を定め、「全市連合法木材事業者認定委員会」を設置した(2006年5月)。

## 大会宣言「バイオ燃料に関する市民社会から G8 環境大臣会合へのメッセージ」

5月 21 日、東京・JICA 地球ひろばにおいて、国際環境 NGO FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク主催の「G8 環境大臣会合に向けた国際市民フォーラム～バイオ燃料は気候変動対策か？」が開催されました。

会合に集った私たちは以下のような危機感・問題認識を共有しました。

- ・ バイオ燃料ブームは原料となる作物の爆発的な需要拡大を生む可能性があること。これによる農地の急激な拡大により、乱開発、生態系の破壊、伝統的な土地利用との競合、農地や水の奪い合いといった状況が生じる可能性があり、一部は実際に生じていること。
- ・ バイオ燃料ブームは、投機的な資金流入等と相まって、食料価格の高騰を生み出しており、貧困層など社会的弱者へ深刻な影響を与えていていること
- ・ バイオ燃料の中には気候変動対策に有効でないものも多く含まれているばかりか、森林の破壊や泥炭地の破壊により、森林や土壤に貯留されていた大量の温室効果ガスの排出を伴う場合もあること。
- ・ 単なる燃料の代替だけでは現在の地球の危機に対処するための根本的な解決にはならないこと、燃料削減のための需要側アプローチが引き続き重要であり、これを実現するためには包括的な都市・交通政策が必要であること

このような議論を踏まえ、私たちは G8 環境大臣会合に向けて、下記のメッセージを発信いたします。

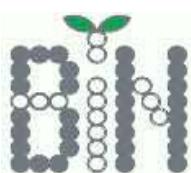
- ・ バイオ燃料の導入目標を再検討し、いったん上記の諸点を検討するためのモラトリアム期間を設けることが必要と考えます。
- ・ 洞爺湖サミットにおいて、持続可能なバイオ燃料の生産・利用のための基準づくりのための枠組みを議論すべきと考えます。
- ・ 国際基準づくりは、各国の市民・NGO等の公平かつ十分な参加のもと透明な手続きで行うべきと考えます。また、食糧問題、土地利用問題、エネルギー効率、生物多様性、交通対策、費用対効果など幅広い視点を考慮した上で検討を進めることが必要と考えます。
- ・ 各国は、現時点では基準づくりやバイオ燃料の環境社会的な影響評価のための研究に資源を投入すべきであり、食糧との競合や温暖化対策としての効果などが不明なままバイオ燃料の一括した促進のための補助金は再検討することが必要と考えます。

以上

2008 年 5 月 21 日、東京広尾・JICA ひろばにて。主催団体



国際環境 NGO FoE Japan



バイオマス産業社会ネットワーク



(財) 地球・人間環境フォーラム

## 大会宣言「世界の森林減少問題に関する 市民社会から G8 環境大臣会合へのメッセージ」(案)

5月22日、東京・JICA 地球ひろばにおいて、国際環境NGO FoE Japan、地球・人間環境フォーラム主催の「G8環境大臣会合に向けた国際市民フォーラム～森林減少による炭素排出と気候変動」が開催されました。会合において私たちは、以下のような危機感・問題認識を共有しました。

- ・世界の森林の状況は極めて危機的状況にある。残された森林の喪失は年間1300万haに上り、森林喪失にともなう炭素の放出は世界全体の温室効果ガス排出の約20%を占め、地球規模での気候システムに重大な影響を及ぼしている。
- ・森林の転換の最大の要因は、商品作物のプランテーション（パーム油、ゴム、大豆、製紙原料など）、ダムなどインフラ開発事業となっており、商品作物の世界的需要の増加によって開発が加速されている。これは、G8諸国の資源多消費型経済社会構造が、紙パルプやバイオ燃料、商品作物への巨大な需要を作り出してきたことが大きな背景要因となっている。近年は、先進国から新興国へ拡大された資源多消費型経済市場と、G8諸国の輸送用バイオ燃料の導入政策が、これら資源への新たな追加的需要の急増を招いている。
- ・森林開発の最前線では、開発事業者と先住民族やコミュニティとの土地利用を巡る対立、違法伐採の蔓延、自給レベルの食糧確保の困難化、コミュニティ内における格差の拡大や分断・対立など、深刻な社会的混乱を招いている。
- ・森林開発に伴うこれらの問題は、生産国において経済的価値を優先した不公正な森林・土地利用配分や、先住民族に対する誤った政策が行われてきたためであり、森林・土地利用を巡るガバナンスや汚職腐敗の問題に起因している。森林減少の防止は、個々の開発事業や政策の中にも組み込まれなければならない。
- ・上記のガバナンスの問題は、G8など先進国から途上国政府へ供与されてきた開発援助資金や、民間投資の拡大に伴う資金の流れによって悪化してきた。
- ・単に「緑」を増やせばよいという森林政策や植林事業は、安定的だった現地住民の森林との関係など生活・経済の基盤を変容させ、却って森林破壊や住民の生活苦を引き起こす恐れがある。先住民族や地元コミュニティの生活様式との親和性が必要である。
- ・森林減少対策からの炭素を国際炭素市場で取引することは、森林の多面的機能の一側面である炭素貯留効果のみの「価格付け」が先行すること、企業に利益が集中しコミュニティが疎外されかねないこと、本来先進国側が行うべきエネルギー使用削減などの抜け道になることなどの懸念がある。

このような議論を踏まえ、私たちはG8各国が森林減少への責任と役割を担うため、以下の対策を迅速に行うよう求めるメッセージを発信します。

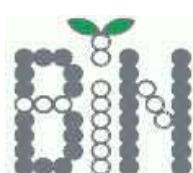
- ・不公正なガバナンス、地域住民の権利の侵害、および林産物や商品作物への巨大な需要と貿易が、深刻な森林減少の問題を引き起こしていることを認識すること。
- ・G8はじめ先進国は率先して、林産物や商品作物の過剰消費の削減に取組み、あらたな商品作物需要を生み出しているバイオ燃料の導入目標を再検討すること。
- ・同時に、林産物や商品作物の生産への投資や製品の国際貿易に対して、持続可能な生産・流通を担保する基準を設け、これを投資・貿易の条件とすること。
- ・気候変動対策としての森林減少対策の協定化（以下、森林気候協定）に際しては、炭素機能だけでなく、森林の多面的機能を十分に考慮すること。そのため、炭素市場をベースとして、途上国の森林減少からの排出を先進国の排出と取引するべきではない。
- ・上記の持続可能性の投資・貿易基準や、森林気候協定の作成に際しては、先進国・ドナー主導ではなく、生産国の森林の重要なステークホルダーである先住民族など地元住民やNGO等の公平かつ十分な参加のもと透明な手続きで実施すること。

以上

2008年5月21日、東京広尾・JICAひろばにて。主催団体



国際環境NGO FoE Japan



バイオマス産業社会ネットワーク



(財) 地球・人間環境フォーラム

PROF. DR (PB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

# INTERNATIONAL SUPPORT IN COMBATING ILLEGAL LOGGING



**PROF. DR. BOMER PASARIBU\***  
Member of Commission IV (Agricultural, Food, Forestry & Fisheries)  
The House of Representative of Indonesia  
Coordinator of Bill Drafting  
Illegal Logging Prevention And Abolishment

**The Goho (Legal) - Wood Roundtable Meeting  
for the G8 Summit  
Tokyo, Japan, 27<sup>th</sup> June 2008**

\* Member of Commission IV (Agricultural, Food, Forestry & Fisheries) The House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright © Bomer Pasaribu

PROF. DR (PB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## I. FOREST CRIME IS A GLOBAL PROBLEM

1. Illegal Logging is the most disturbing and destructing to the forest resources
2. Illegal Logging Results in Significant Revenue Losses in Producer Countries

**\$23 Billion = 8-10% Global GDP**

Source: CIFOR, 2008

Commission IV (Agricultural, Food, Forestry & Fisheries)  
The House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright © Bomer Pasaribu

PROF. DR. (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## **II. ‘NEED-BASED’ VS ‘GREED-BASED’ FOREST CRIME**

- a. ‘NEED - BASED’ forest crime is driven by poverty, and involves small-scale actors seeking to meet basic needs
- b. ‘GREED - BASED’ forest crime is driven by profit and is highly organized, involving large amount of money and powerful actors

Copyright by © Bomer Pasaribu  
House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

## **III. HANDLING ‘NEED-BASED’ FOREST CRIME- PROSPERITY APPROACH**

- ▶ PROVIDE COMMUNITY :
  - ACCESS TO FOREST RESOURCE – COMMUNITY BASED PLANTATION FOREST (HTR)
  - TECHNICAL, MANAGEMENT AND FINANCIAL ASSISTANTS
  - ACCESS TO MARKET FOR FOREST PRODUCTS
- ▶ NEED INTERNATIONAL COMMUNITY SUPPORTS

PROF. DR (PB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

#### IV. ‘GREED-BASED’ FOREST CRIME

- ▶ ILLEGAL LOGGING HIGHLY RELATED TO ILLEGAL TRADE AT NATIONAL AND INTERNATIONAL LEVEL
- ▶ LAW ENFORCEMENT TO COMBAT ILLEGAL LOGGING IN PRODUCING COUNTRIES HAS TO BE TUNDEMED WITH LAW ENFORCEMENT IN CONSUMING COUNTRIES

House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (PB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

#### V. MAJOR APPROACHES TO CONTROL FOREST CRIME include :

- A. NATIONAL LEVEL
  - 1. Law enforcement
  - 2. Legal verification (Mandatory)
- B. INTERNATIONAL LEVEL
  - 1. Certification (Voluntary)
  - 2. Green procurement policies
  - 3. Voluntary partnership agreements
  - 4. Regional and multilateral processes

House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARBU, SH, SE, MS/2008

## LAW ENFORCEMENT

Periodic ‘crackdowns’ often focus on ‘the little guy with the chainsaw, not the big guy with the bank account’

1. Prosecution of elite actors is rare, and convictions even more so
2. Improvement of judicial systems are necessary

House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasarbu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARBU, SH, SE, MS/2008

## LEGALITY VERIFICATION

1. Improvement of forestry law and regulation
2. Multi-stakeholders involvement in monitoring forest resources management
  - Allow third independent parties in monitoring
3. Monitoring timber use by wood-based industry

House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasarbu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

## B1. CERTIFICATION (VOLUNTARY)

FSC and other certification systems provide tools for log tracking and chain of custody assessments by third parties

Certification is gaining acceptance, but faces constraints:

1. Certification schemes apply varying definitions of legality
2. Certification is often too expensive for small producers
3. Price premiums for certified products have not been materialized
4. Step-wise approach is controversial

House of Representative of Indonesia &amp; Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University &amp; North Sumatra University

Copyright by @ Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

## B2. GREEN PROCUREMENT POLICIES

As major purchasers, governments can strongly influence demand for legal timber products

**(Japan's 2001 'Green Purchasing Law No.100 / 2000):**

- 1) Legality incorporated as 'criteria for evaluation'
- 2) 3 approaches:
  - i) certification;
  - ii) codes of conduct;
  - iii) individual company procedures
- 3) Lack of third party verification
- 4) Private sector given high level of autonomy

House of Representative of Indonesia &amp; Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University &amp; North Sumatra University

Copyright by @ Bomer Pasaribu

PROF. DR (PB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

### B3. VOLUNTARY PARTNERSHIP AGREEMENTS (VPA)

An Elaboration of Legality Definition initiated by UK-INDONESIA in 2002, now under negotiation between EU and Indonesia – structured as bilateral agreements based on producer country legality standards

1. Mutually agreed mechanisms for verification
2. Involvement of third party verifiers
3. Assumes producer govt's have capacity & will to assess legality
4. Comply to Sustainable Forest Management (SFM)
5. Scope of products under negotiation

Chairman of Representative of Indonesia &amp; Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University &amp; North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (PB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

### B4. REGIONAL & GLOBAL PROCESSES

Since 2001, FLEG has facilitated a broad dialogue on illegal logging and trade in key regions. In Asia-Pacific, it has been enhanced by Asia Forest Partnership.

1. Emphasis on
  - 1) inter-government cooperation
  - 2) technical collaboration
  - 3) multi-stakeholder forum
2. Very successful at raising the issue of illegal logging and illegal timber trade at the global level
3. Concrete actions are limited

*More active participation of China and Malaysia is crucial*

Chairman of Representative of Indonesia &amp; Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University &amp; North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR. (Pd) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## VI. IMPACTS ON LIVELIHOODS

Links between illegal logging and rural livelihoods are complex, and need to be solved properly

1. Large numbers of rural poor are engaged in informal timber sector
2. Law enforcement can undermine their livelihood security
3. Law enforcement should protect rural poor
4. Legal and illegal logging endangered species traditionally used for subsistence

House of Representative of Indonesia &amp; Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University &amp; North Sumatra University

Copyright by @ Bomer Pasaribu

PROF. DR. (Pd) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## VI. ROLE OF LAW ENFORCEMENT AGENCIES IN FOREST CRIME

1. In some countries illegal logging syndicates have spoiled legal systems .
  - a. They often manipulate law and regulation to legalized illegal operations;
  - b. Laws are enforced in a highly discretionary manner

House of Representative of Indonesia &amp; Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University &amp; North Sumatra University

Copyright by @ Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

Continue

2. Lack of security forces capacity affect their performance, due to
  - Limited state budget could not cover necessary oration cost and equipment needed
3. Efforts to curtail illegal logging ultimately require effective and professional law enforcement agencies

Copyright by © Bomer Pasaribu  
House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

## VII. RECOMMENDATION : GOHO WOOD CAMPAIGN

### A. PROVIDE GENUINE SUPPORT TO THE EFFORTS IN COMBATING ILLEGAL LOGGING

1. Policies in consuming countries:
  - a. Restrictions imposed through architectural standards, etc;
  - b. International Agreements on Anti Illegal Logging.

Copyright by © Bomer Pasaribu  
House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

## 2. Policies in producing countries:

- a. Effort on combating illegal logging
- b. National Anti Illegal Logging Act in Producing Countries;

**Indonesia :  
In Progress Discussion :  
The Draft Bill Of Illegal Logging Prevention And Abolishment,  
2008  
Initiated by Commision IV Of The House Of Representative**

PROF. DR (Pd) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## B. INTERNATIONAL ACTIONS

- 1. Comprehensive actions: a special Anti Illegal Logging Act and Trade in each producing & exporting countries;
- 2. Special Anti Illegal Timber Consumption and Trade Act of consuming & importing countries;
- 3. International Agreement on Anti Producing, Trading, Consuming and Laundering of Illegal Timber;
- 4. Bilateral Agreement & intergovernmental cooperation;
- 5. Global campaign on government procurement and concrete collective actions.

Copyright by © Bomer Pasaribu  
Chairman of Commision IV (Agriculture) House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

## VIII. CONCLUSION

1. The rationalization & streamlining on the applicable laws & regulation at the national level including the imposition of appropriate and dissuasive sanctions, is an essential condition for effective forest law enforcement and governance;
2. The enhancement of forest law enforcement responses could best be served through the establishment of specialized enforcement units, the availability of direct channels of communication and the creation of networks for information-sharing among them.

Continue

3. Efficient preventive policies in the field of forest crime should include the organization of educational campaigns and the development of public information material the sensitize the public and ensure its support for forest law enforcement action;
4. The implementation of national strategies and policies requires a holistic and multidisciplinary approach that will foster inter-agency coordination at the governmental level and promote partnerships with other stakeholders involved in the field, such as civil society, including non-governmental organizations, and the private sector;

Continue

5. International cooperation in criminal matters is essential and should be pursued vigorously in the fight against illegal forest activities. In this connection, the use of the United Nations Conventions against Transnational Organized Crime and Corruption must be promoted;
6. More enhanced cooperation at all levels, with emphasis on regional cooperation should be strengthened. Further, coordination and collaboration between international organizations with competence in this field should be pursued, especially through the undertaking of joint activities and increased collaborative arrangements and action in the delivery of technical assistance.



PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## APPENDIX

# INDONESIA: OVERVIEW PROGRESS ON COMBATTING ILLEGAL LOGGING

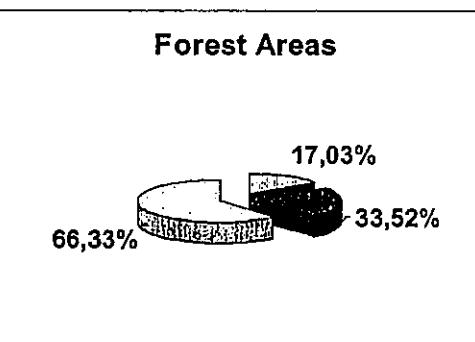
*The Goho (Legal) - Wood Roundtable Meeting  
for the G8 Summit  
Tokyo, Japan, 27<sup>th</sup> June 2008*

House of Representatives of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## I. FOREST AREA IN INDONESIA



- Conservation Forest
- Protection Forest
- Production Forest

### FOREST AREAS:

- PRODUCTION FOREST (55.11%) = 120,350,000 hectares
- PROTECTION FOREST (27.86%) = 66,330,000 hectares
- CONSERVATION FOREST (17.03%) = 33,520,000 hectares

$$\begin{aligned} \text{▪ PRODUCTION FOREST (55.11\%)} &= 120,350,000 \text{ hectares} \\ \text{▪ PROTECTION FOREST (27.86\%)} &= 66,330,000 \text{ hectares} \\ \text{▪ CONSERVATION FOREST (17.03\%)} &= 33,520,000 \text{ hectares} \\ &\quad = 20,500,000 \text{ hectares} \end{aligned}$$

House of Representatives of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

## II. FIVE PRIORITY POLICIES IN THE FORESTRY SECTOR (2005–2009)

1. Combating illegal logging and its associated trade;
2. Revitalization of the forestry sector, particularly the forestry industry;
3. Rehabilitation and conservation of forest resources;
4. Empowerment of communities living surrounding the forests;
5. Forest areas gazettement.

Chairman of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

## III. EFFORTS ON COMBATTING ILLEGAL LOGGING

1. Establishment of framework by issuing of Presidential Instruction to curb illegal logging which directing the leaders of 18 government bodies to cooperate and coordinate in order to eradicate illegal logging under the coordination of coordinating minister for political, law and security affairs:

Chairman of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

*Continue*

- a. Amend national laws and regulations to strengthen law enforcement efforts by drawing up a special law on illegal logging which expected to supersede the Presidential Instruction, the Basic Forest Law (UU 41/99) and the Criminal Law in Indonesia's Legal Hierarchy, and should strengthen the legal framework for prosecuting illegal forestry cases;
- b. Build capacity to carry out law enforcement : Improved training for forest investigators and forest rangers, established and trained of 900 personnel of rapid response forest police unit (SPORC), and distributed in 11 critical illegal logging areas.

*Continue*

2. Promote sustainable forest management, improve mechanism on timber trade, promote legal timber trade, improve the log administration using electronic tracing system, developed Timber Legality Assurance System (TLAS):

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

*Continue*

## **Developed Voluntary Partnership Agreement (VPA) under Indonesian – EC FLEGT support project:**

### **Multi Stakeholder Process – Progress**

- a. Legality based on producing country's law and regulation;
- b. Timber Legality Assurance System (TLAS) being developed;
- c. Continue discussion on VPA process (latest meeting: Jakarta 14<sup>th</sup> – 15<sup>th</sup> April 2008)
- d. Develop common indicators for each element of timber legality;
- e. Based on the common indicators, then every member state shall independently develop relevant verifiers;
- f. The indicators will be discussed for agreement in the next meeting in Brunei Darussalam.

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS./2008

*Continue*

3. Increase collaboration with related institution and civil society to support & monitor judicial proceedings.
4. Improve community welfare & deter their involvement in illegal logging activities through social forestry & collaborative management initiatives.
5. International Commitments & Bilateral Cooperation to Combat Illegal Logging: FLEG South & East Asia, Asia Forest Partnership, ASEAN Ministers on Agriculture & Forestry (AMAF) statement on Strengthening Forest Law Enforcement and Governance (FLEG) in ASEAN US Presidential Initiative on combating illegal logging G8 concern and commitments UN resolution.

Copyright by © Bomer Pasaribu  
Lecturer Faculty of Agriculture, Bogor Agricultural University & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

*Continue*

6. Following the Resolution 16/1 of the Commission on Crime Prevention & Criminal Justice (CCPCJ), in cooperation with the UNODC secretariat; Indonesia has hosted an open-ended meeting of an expert group (26<sup>th</sup>-28<sup>th</sup> March 2008), on International Cooperation in Preventing and Combating Illicit International Trafficking in Forest Products, including timber, wildlife and other forest biological resources. Report was submitted to the 17<sup>th</sup> session of CCPCJ meetings in Vienna, 14<sup>th</sup> –18<sup>th</sup> April 2008. The following steps : develop action plan and dissemination.
7. Law Enforcement:
  - a. Law enforcement, including: joint operations between forestry officers, Police, Army, Custom, and Local Governments;
  - b. Capacity building for forestry officers, Police, Army, Custom, and Local Government.

## 8. Forest Rehabilitation

National Rehabilitation Programme to establish 5 million of forest plantation by 2009 to create job opportunities, which will reduce illegal logging actors in the field.

9. International Cooperation & Campaign:
  - a. Strengthened multilateral agreement to control the trade in illegal timber;
  - b. Develop & implement bilateral agreement with key timber trading countries to enhance law enforcement cooperation;
  - c. Domestic campaign through mass media, workshops/ seminars, etc;
  - d. International campaign through various international fora, such as ITTO, UNFF, FAO, etc.

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## IV. RESULTS OF COMBATING ON ILLEGAL LOGGING

1. Stream line of forest industries;
2. Increasing revenue from forest utilization;
3. Significant temporary shortage of logs supplies due to intensive efforts on curbing illegal logging, it pushed the price up;
4. Increasing awareness of all parties: law enforcers, civil society organizations, government officials, and businesses on illegal logging;
5. Increasing law enforcement and trials of parties committed to illegal logging crimes.

House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

PROF. DR (IPB) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## V. FURTHER ACTION

1. Build capacity of law enforcers and the judiciary; and develop mechanisms to better implementation of legislation on FLEGT;
2. Actively participate in the development of a cost-effective, reliable timber verification system;
3. Promote regional enforcement, trade and customs collaboration;
4. Encourage international support to promote legal timber trade;
5. Strengthen the capacity of the management unit of protected areas and fostering development of forest management units for production and protection forest;
6. Enforce the law.

House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copyright by © Bomer Pasaribu

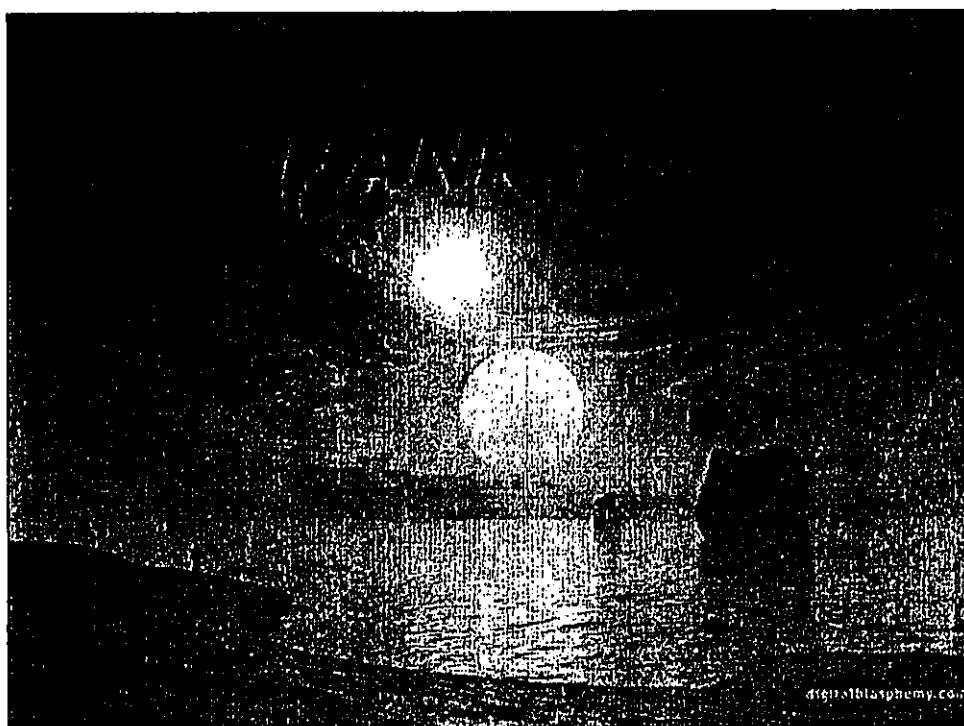
PROF. DR (P.B) H. BOMER PASARIBU, SH, SE, MS/2008

## VI. CONCLUSION

1. The Indonesian Government has made a serious commitment to fight illegal logging, has developed a systemic strategy to intensify national efforts to tackle this problem & has made tangible steps on forest law enforcement and governance measures;
2. Many activities to strengthen governance, human capacity, transparency, & enforcement are already under way;
3. To be successful with this strategy and effective with national initiatives, Indonesia requires support from the international community, particularly with measures designed to promote legal timber trade and the need of mutual recognition of legality verification system.

Copyright © 2008 by Bomer Pasaribu, House of Representative of Indonesia & Lecturer Postgraduate of Bogor Agricultural University & North Sumatra University

Copy right by © Bomer Pasaribu



## G8 サミット Gohowood 円卓会議実行委員会委員名簿

2008（平成20）年4月

（敬称略、五十音順）

氏名	所属・役職
荒谷 明日兒	(財) 林業経済研究所所長
大熊 幹章	東京大学 名誉教授
大橋 泰啓	日本木材輸入協会 専務理事
岡崎 時春	国際環境 NGO FoE Japan 副代表理事
尾蘭 春雄	(社) 全国木材組合連合会 専務理事
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
立花 敏	(独) 森林総合研究所 北海道支所チーム長
藤間 剛	(独) 森林総合研究所 国際研究推進室長
永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

計 9名

専門調査員

（敬称略）

氏名	所属・役職
堀 靖人	(独) 森林総合研究所 林業動向・解析研究室長

1名

林野庁

（敬称略）

氏名	所属・役職
森田 一行	海外森林資源情報分析官
赤木 利行	木材貿易対策室長
井上 智晴	木材利用課 木材専門官

計 3名

事務局 (社) 全国木材組合連合会

藤原 敬、久田 卓興、上杉 高、加藤 正彦

林野庁補助事業

平成 20 年度違法伐採総合対策推進事業  
G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議報告書

2008 年（平成 20 年）11 月

社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階

TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226

URL : <http://www.zenmoku.jp>

E-mail : [info@zenmoku.jp](mailto:info@zenmoku.jp)